

第2次
曾於市環境基本計画
(中間見直し)

曾於市
令和8年〇月

目次

| | | |
|-----|-----------------|------|
| 第1章 | 計画の基本的事項 | |
| 第1節 | 計画策定の目的 | 1-1 |
| 第2節 | 計画期間 | 1-2 |
| 第3節 | 計画の範囲と対象 | 1-3 |
| 第4節 | 計画の役割 | 1-4 |
| 第5節 | 前計画の総括 | 1-5 |
| 第2章 | 環境の現状 | |
| 第1節 | 環境を取り巻く社会動向 | 2-1 |
| 第2節 | 曾於市の概況 | 2-5 |
| 第3節 | 環境の現況 | 2-10 |
| 第3章 | 計画の目標 | |
| 第1節 | 環境に関する将来像 | 3-1 |
| 第2節 | プロジェクトの概要 | 3-2 |
| 第3節 | 施策の体系 | 3-4 |
| 第4章 | 環境施策 | |
| 第1節 | エコ意識・環境学習プロジェクト | 4-1 |
| 第2節 | 大気プロジェクト | 4-7 |
| 第3節 | 農畜産プロジェクト | 4-15 |
| 第4節 | 森林プロジェクト | 4-21 |
| 第5節 | 水プロジェクト | 4-27 |
| 第6節 | 暮らしプロジェクト | 4-34 |
| 第5章 | 生物多様性地域戦略 | |
| 第1節 | 戦略策定の目的 | 5-1 |
| 第2節 | 計画の背景 | 5-2 |
| 第3節 | 生物多様性の現況 | 5-3 |
| 第4節 | 計画の役割 | 5-4 |
| 第5節 | 施策の推進と主体の役割 | 5-7 |
| 第6章 | 推進体制 | |
| 第1節 | 計画の推進体制 | 6-1 |
| 第2節 | 計画の進行管理 | 6-3 |

はじめに

2020年に「第2次曾於市環境基本計画」を制定し、「人と豊かな自然が共生して住みたくなるまち曾於市」の実現に向け、市民・事業者の皆様とともに様々な施策を展開してまいりました。

この間、持続可能な開発目標（SDGs）の理念が広く社会に浸透し、大量生産・大量消費型の社会からの転換や、プラスチックごみ問題への対応、さらには地域の固有種を含む生物多様性の保全など、私たちの暮らしを取り巻く環境課題はより複雑化し、多様な広がりを見せています。

本計画が期間の中間年を迎えるにあたり、こうした社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、このたび計画の中間見直しを行いました。

今回の見直しでは、廃棄物の減量化・再資源化による循環型社会の形成や、身近な自然環境の保全と活用といった観点を強化しております。また、単に環境を守るだけでなく、環境保全の取り組みを通じて、安全で快適な生活環境を確保し、地域経済の活性化やコミュニティの醸成につなげていく「環境と経済・社会の好循環」を生み出すことを目指して施策を再構築いたしました。

加えて、次世代を担う子どもたちへの環境学習や、地域に根差した歴史・文化と環境の調和という視点も改めて重要視いたしました。清浄な空気や水、美しい緑といった環境は、私たちの心身の健康を支える基盤そのものです。市民の皆様が日々の暮らしの中で感じる「快適さ」や「豊かさ」を大切にしつつ、無理なく続けられる環境配慮行動を広げていくことが、持続可能な地域づくりには不可欠であると考えております。

本市の誇る美しい景観や豊かな自然を、将来の世代へ確実に引き継いでいくためには、行政の取り組みだけでなく、市民の皆様一人ひとりの環境への意識と行動、そして事業者の皆様のご創意工夫あるご協力が必要です。

本計画が、私たち全員が改めて足元の環境について考え、行動する指針となることを切に願うとともに、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年〇月

曾於市長 竹田 正博

第1章

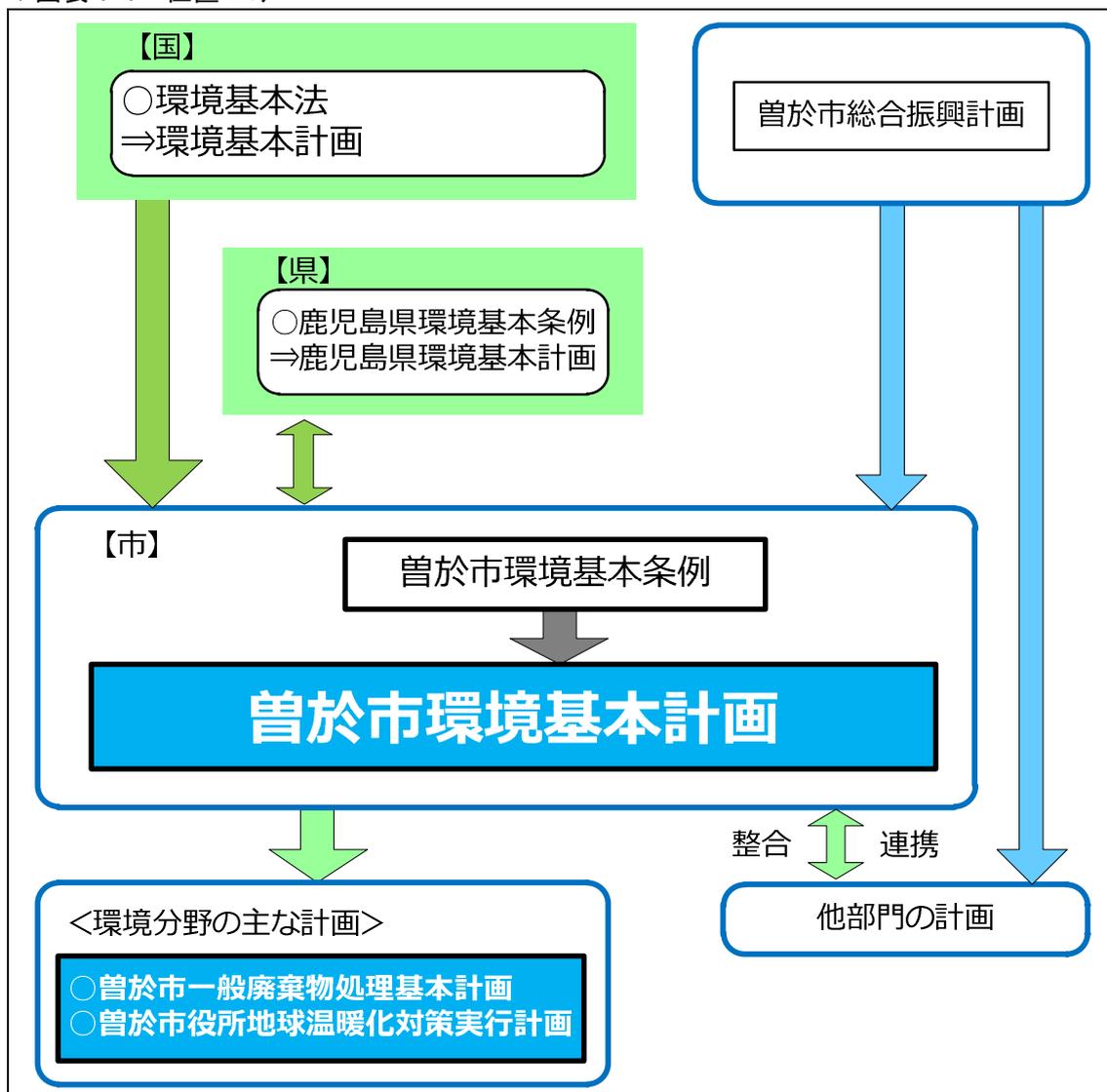
計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

曾於市（以下「本市」という）は、多彩で豊かな自然に恵まれ、農業と畜産が盛んで、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきました。本市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承し、環境へ負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していくため、2007年7月に「曾於市環境基本条例」を制定しました。2010年3月に「曾於市環境基本計画」（以下「前計画」という）を策定し、「人と豊かな自然が共生して 住みたくなるまち 曾於市」を本市の環境に関する将来像として掲げ、環境施策の推進に取り組んできました。

前計画策定以後、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）の採択、国の第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画の策定といった環境を取り巻く国内外の情勢に様々な変化が生じています。世界や国の動向、社会情勢の変化や前計画の総括などを踏まえ、本市の環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ取組みを総合的かつ計画的に推進するため、今回、中間見直しを行います。

▼図表 1-1 位置づけ



第2節 計画期間

本計画の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

なお、中間年度の2026年度には、初年度から2025年度までの期間における各種施策の進行状況を確認し、本市を取り巻く環境や社会状況の変化などを踏まえたうえで、見直しを行うものとします。

なお、本計画期間中に大幅な社会情勢の変化などが生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

▼図表 1-2 計画期間



第3節 計画の範囲と対象

本計画で取り組む環境の範囲は、市民の身近な生活環境から地球温暖化などの地球規模の環境問題までとします。

なお、本計画における計画対象を「エコ意識・環境学習」、「大気」、「農畜産」、「森林」、「水」、「暮らし」の6つのプロジェクトに分類し、それぞれの範囲は図表1-3に示すとおりとします。

▼図表 1-3 各プロジェクトの範囲

| プロジェクト | 対象となる要素 |
|-----------|---------------------------|
| エコ意識・環境学習 | 環境情報, 環境活動, 環境学習 等 |
| 大気 | 地球温暖化, 大気, 騒音, 振動, 悪臭 等 |
| 農畜産 | 農業, 畜産業, 農村環境 等 |
| 森林 | 自然環境, 里山, 動植物 等 |
| 水 | 水資源, 河川 等 |
| 暮らし | 廃棄物, 資源循環, まち並み・景観, 住環境 等 |

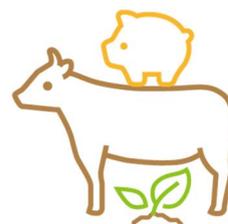
【各プロジェクトのロゴマーク】



エコ意識・環境学習



大気



農畜産



森林



水



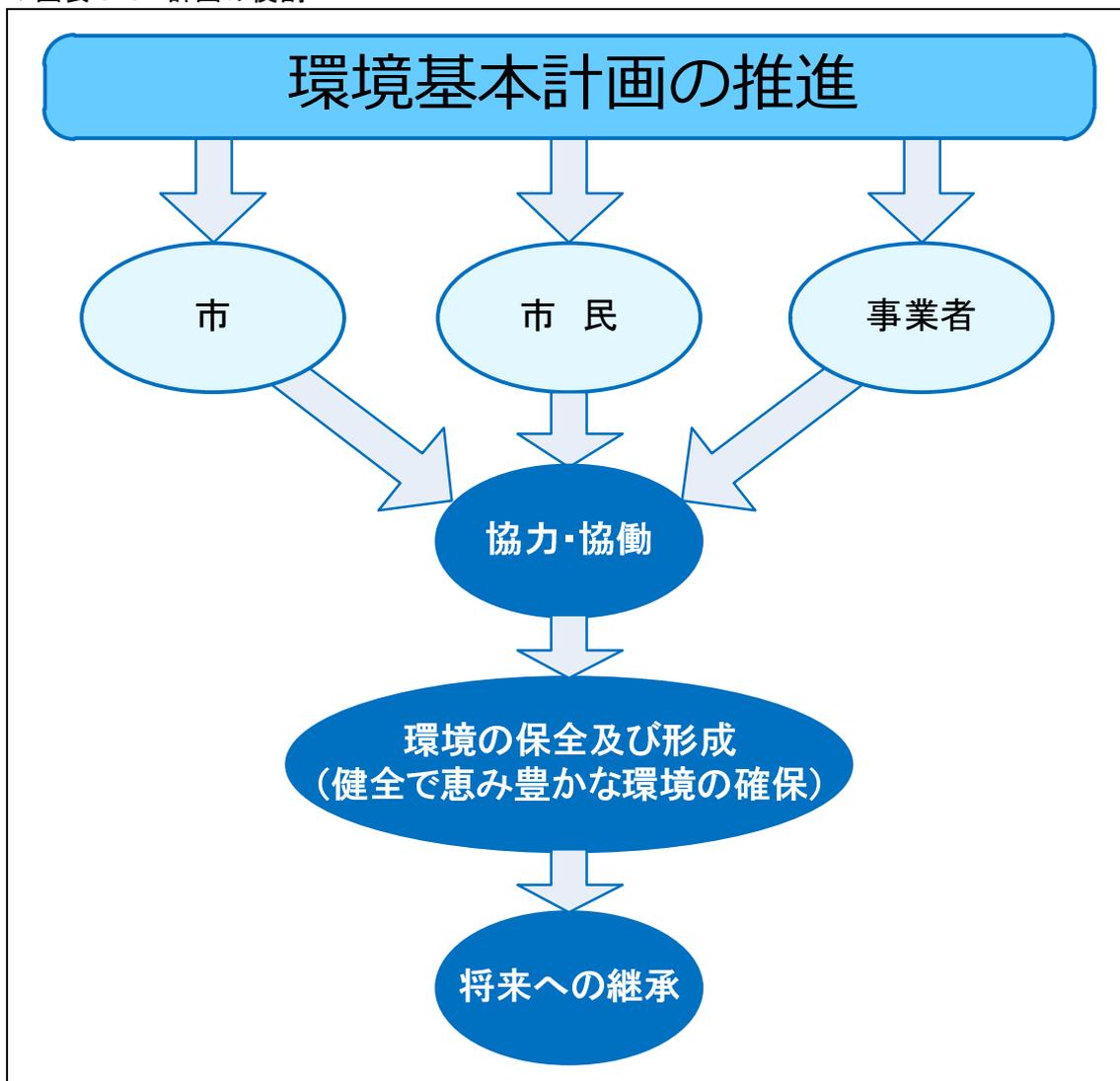
暮らし

第4節 計画の役割

本計画は、環境の保全及び形成に関する基本的な計画です。

2007年7月に制定された「曾於市環境基本条例」において、本計画を進めるにあたっては、「市、事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し、すべての日常生活及び事業活動において、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みによって、相互に協力協働して推進」することが求められています。

▼図表 1-4 計画の役割

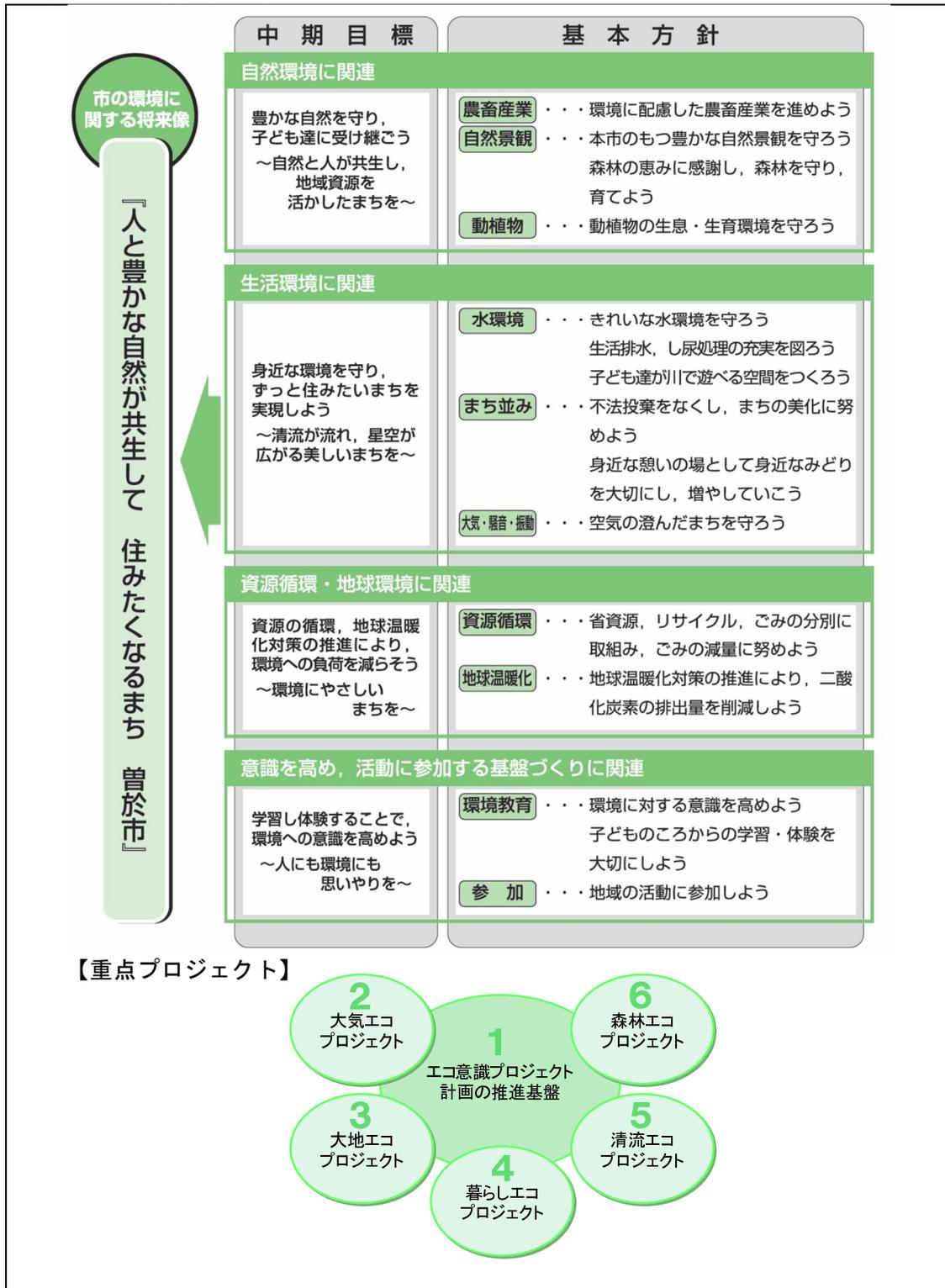


第5節 前計画の総括

1. 前計画の概要

前計画は、「人と豊かな自然が共生して 住みたくなるまち 曾於市」を環境に関する将来像に掲げ、4つの施策の目標と、6つの重点プロジェクトを設定しています。

▼図表 1-5 前計画の体系



2. 施策の総括

2-(1) 豊かな自然を守り，子ども達に受け継ごう

～自然と人が共生し，地域資源を活かしたまちを～

1) 農畜産業

| 施策 | | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|-------------|---------------|-----|-----|------|------|------|
| ①環境保全型農業の推進 | 【施肥・農薬散布】 | 6 | 6 | 0 | 100% | 6 |
| | 【適正な家畜排せつ物処理】 | 4 | 4 | 0 | 100% | 4 |
| | 【周辺環境への配慮】 | 3 | 3 | 0 | 100% | 3 |
| ②農地の保全 | | 10 | 7 | 3 | 70% | 8 |
| ③農村環境の利用 | | 2 | 1 | 1 | 50% | 1 |

農畜産業に関する施策の実施状況

①環境保全型農業の推進では，13 施策すべてを実施

環境に配慮した農畜産業を推進するため，各種栽培講習会などを通じて各農家の方々へ環境にやさしい施肥や土づくりなどの技術指導を行ったり，家畜排せつ物の堆肥化など，循環型農業の取組みを促し環境保全型農業を推進しました。

②農地の保全では10 施策中，7 施策を実施

農地の保全については，農地の荒廃防止や地力向上のため施策を実施しました。耕作放棄地の利活用と農地景観形成について未実施となりましたが，今後，農業の担い手不足が予測されることから，農地の集積と再整備を実施していかなければなりません。

③農村環境の利用では2 施策中，1 施策を実施

農村環境の利用については，曾於市グリーンツーリズム協会と連携して，農村環境を最大限活用し，観光とI・Jターンによる将来の就農者の増加につながるよう継続して取り組まなくてはなりません。

2) 自然景観

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|------------------|-----|-----|------|-----|------|
| ①森林整備 | 12 | 9 | 3 | 75% | 9 |
| ②地域の特性を活かした観光の推進 | 9 | 7 | 2 | 78% | 7 |

自然景観に関する施策の実施状況

①森林整備では12施策中、9施策を実施

森林整備のため、間伐や下刈、再造林などに対する補助金の交付や、森林づくり推進員を活用した森林の現状の把握、植樹などの施策を実施しました。市の面積の約6割が森林であり、今後の担い手不足による森林の荒廃が予測されるため、新規就業者の確保と、継続した森林整備に取り組んでいかなければなりません。

②地域の特性を活かした観光の推進では9施策中、7施策を実施

地域の特性を活かした観光の推進については、市内の各観光施設や伝統的な祭り、新しいイベントの創設、観光ボランティアの育成などにより推進しています。現状として、年間の観光客数は微減となっており、今後、商工会や観光協会などと連携し、官民が一丸となって観光資源の掘り起こしと、時代に合わせた観光を提供していかなければなりません。

3) 動植物

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|--------------------|-----|-----|------|-----|------|
| ①身近に生息・生育する生物を知る | 3 | 1 | 2 | 33% | 1 |
| ②多様な動植物の生息・生育環境の保全 | 4 | 3 | 1 | 75% | 3 |

動植物に関する施策の実施状況

①身近に生息・生育する生物を知るでは3施策中、1施策を実施

動植物の生息・生育環境把握のため、小中学校での水生生物調査や昆虫などの観察を実施しましたが、市全域の動植物の分布は把握できませんでした。

②多様な動植物の生息・生育環境の保全では4施策中、3施策を実施

動植物の生息・生育環境の保全については、メダカやホタルの生息地の保全や有害鳥獣の駆除、外来生物の情報提供を行っています。在来種にとって有害な外来種の駆除についての実績がないことから、確認されている外来種の駆除を実施していかなければならない状況です。有害鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあることから、今後さらなる対策を実施しなければなりません。

2-(2) 身近な環境を守り、ずっと住みたいまちを実現しよう

～清流が流れ、星空が広がる美しいまちを～

1) 水環境

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|----------------|-----|-----|------|------|------|
| ①水質保全・水源の確保 | 5 | 5 | 0 | 100% | 5 |
| ②上水道関連施設の整備・維持 | 3 | 3 | 0 | 100% | 3 |
| ③生活排水対策 | 2 | 2 | 0 | 100% | 2 |
| ④河川の美化 | 3 | 3 | 0 | 100% | 3 |
| ⑤子どもが遊べる水環境の創造 | 3 | 1 | 2 | 33% | 1 |

水環境に関する施策の実施状況

①水質保全・水源の確保では5施策すべてを実施

きれいな水環境を守るため、河川や地下水などの水質調査を定期的を実施するとともに、事業所からの排出水の検査も定期的に行い、河川の水質の保全に努めています。また、小規模水道などの飲料水の安全確保のため、水質検査の費用に対する補助を実施しました。

②上水道関連施設の整備・維持では3施策すべてを実施

上水道関連については、安心・安全な水を安定的に供給できるよう施設の整備・維持に努めています。小規模水道施設については、施設の修繕事業に対して補助金を交付し、小規模水道区域の水の安定供給に努めています。

③生活排水対策では2施策すべてを実施

生活排水については、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置促進を行っています。

④河川の美化では3施策すべてを実施

河川浄化等推進員により毎月河川を監視するとともに、河川水質の浄化のため河川の各協議会に参加しています。

⑤子どもが遊べる水環境の創造では3施策中、1施策を実施

河川改修工事については環境に配慮した資材を使用しています。曾於市は各河川の上流域に位置しているという地理的な理由から、子どもが遊べる水環境の創造については、具体的な施策が実施できませんでした。

水は生活に欠くことのできないものであり、地球目線で考え、今後も水環境の把握と保全に努めていかなければなりません。

2) まち並み

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|----------|-----|-----|------|------|------|
| ①不法投棄の防止 | 3 | 3 | 0 | 100% | 3 |
| ②道路の景観保全 | 8 | 8 | 0 | 100% | 8 |
| ③まち並みの保全 | 6 | 5 | 1 | 83% | 5 |
| ④公園の管理 | 3 | 3 | 0 | 100% | 3 |
| ⑤地域の緑化 | 3 | 3 | 0 | 100% | 1 |

まち並みに関する施策の実施状況

①不法投棄の防止では3施策すべてを実施

不法投棄を防止するため、市内一斉美化活動や道の美化里親活動などによる道路清掃、不法投棄防止看板の設置などを実施しました。市民が参加し美化・清掃活動を行うことにより、まちの美化が実現されるとともに、環境に対する意識の向上にもつながっています。

②道路の景観保全では8施策すべてを実施

③まち並みの保全では6施策中、5施策を実施

道路やまち並みの景観保全のため、道路や橋梁の維持・保全や道路の補修、沿道の樹木の伐採などを計画的に実施し、安全で美しいまちを実現できるよう努めています。管理されていない空き家や空き地が増えてきており、今後の管理が課題になってきています。曾於市景観条例については、前計画の期間内での制定ができませんでした。本計画期間内での制定を目指すとともに、まちの美化の維持・実現のため、官民がそれぞれに役割を果たしていかなくてはなりません。

④公園の管理では3施策すべてを実施

⑤地域の緑化では3施策すべてを実施

公園の整備を行い、明るく遊びやすい公園の整備に努めました。また、地域緑化のための花苗の配布などを実施し地域の緑化にも努めています。

3) 大気・騒音・振動

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|----------------|-----|-----|------|------|------|
| ①ごみ焼却の禁止 | 2 | 2 | 0 | 100% | 2 |
| ②事業所からの排気・悪臭対策 | 1 | 1 | 0 | 100% | 1 |
| ③自動車排出ガス対策 | 1 | 1 | 0 | 100% | 1 |
| ④騒音・振動対策 | 2 | 2 | 0 | 100% | 2 |
| ⑤光化学オキシダント対策 | 1 | 1 | 0 | 100% | 1 |

大気・騒音・振動に関する施策の実施状況

①ごみ焼却の禁止では2施策すべてを実施

②事業所からの排気・悪臭対策では1施策すべてを実施

家庭や事業所でのごみの焼却が多く、直接的指導や行政放送を使用した周知を図っています。野焼きについても、煙により住環境に影響が出ている場合は指導を行っています。ごみの不法焼却については苦情が多いため、今後も周知・啓発・指導を実施していかねばなりません。

悪臭については畜舎周辺や堆肥の野積みなどが多いため、関係課が連携して指導をしています。

③自動車排出ガス対策では1施策すべてを実施

自動車排出ガス対策についても行政放送を使用し、アイドリングストップの意識向上を図っています。

④騒音・振動対策では2施策すべてを実施

騒音については、発生原因の特定と計測を行い対応しています。

⑤光化学オキシダント対策では1施策すべてを実施

近年、光化学オキシダントに関する警報などは発令されていませんが、発令された際に市民の健康を守るため連絡体制の確認を今後も行っていきます。

2-(3) 資源の循環，地球温暖化対策の推進により，環境への負荷を減らそう
～環境にやさしいまちを～

1) 資源循環

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|-------------------|-----|-----|------|------|------|
| ①分別収集の徹底，ごみ減量化の推進 | 6 | 5 | 1 | 83% | 6 |
| ②リサイクル・再利用の推進 | 2 | 2 | 0 | 100% | 2 |
| ③バイオマスの活用 | 4 | 2 | 2 | 75% | 2 |
| ④循環型社会の構築 | 3 | 2 | 1 | 67% | 2 |

資源循環に関する施策の実施状況

①分別収集の徹底，ごみ減量化の推進では6施策中，5施策を実施

②リサイクル・再利用の推進では2施策すべてを実施

3Rの推進やごみ分別の徹底のため，『曾於市ごみ分別の手引き』を2020年3月に更新し，全戸配布を行い市民の意識向上を図りました。また，地域の実施する資源ごみ回収活動に対して補助金を交付しました。

③バイオマスの活用では4施策中，2施策を実施

バイオマスの活用については，家畜排せつ物の堆肥化や，間伐材を原料とするおが粉の畜舎敷料としての利用などを推進してきました。

④循環型社会の構築では3施策中，2施策を実施

市役所での率先した環境配慮型商品の購入や環境配慮契約の促進を実施し，市内の小中学校においては地元食材を活用した食育を実施し，循環型社会の構築に関する意識の向上を図っています。

実施できなかったマイバッグの利用推進やバイオマスの更なる利用推進については本計画においてより具体的な施策を策定し，実施していかなければなりません。

2) 地球温暖化

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|---------------|-----|-----|------|------|------|
| ①地球温暖化対策の推進 | 4 | 4 | 0 | 100% | 3 |
| ②市役所での率先した取組み | 6 | 5 | 1 | 67% | 5 |

地球温暖化に関する施策の実施状況

①地球温暖化対策の推進では4施策すべてを実施

地球温暖化防止のため、広報活動や公共交通機関の利便性向上に取り組みました。思いやりバスや思いやりタクシーは、車からの温室効果ガス削減効果に加え、交通弱者の移動手段としての役割も担う重要な施策です。今後もより効率的で利便性の高い事業となるよう取り組んでいかなければなりません。

②市役所での率先した取組みでは6施策中、5施策を実施

市役所や学校においても省エネ機器や低排出ガス車の導入など『曾於市役所地球温暖化対策実行計画』に基づいて温室効果ガスの削減対策を実施しています。今後も市役所が率先して対策を実施し、未来の地球環境に貢献していかなければなりません。

2-(4) 学習し体験することで、環境への意識を高めよう
 ～人にも環境にも思いやりを～

1) 環境教育

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|-----------------|-----|-----|------|------|------|
| ①環境保全意識の高揚 | 4 | 4 | 0 | 100% | 4 |
| ②学校等における環境教育の推進 | 6 | 5 | 1 | 83% | 5 |
| ③食育の推進 | 2 | 1 | 1 | 50% | 1 |

環境教育に関する施策の実施状況

①環境保全意識の高揚では4施策すべてを実施

環境教育推進のため、市のホームページや広報誌、行政放送内で市の環境の現状や意識向上のための情報発信を行いました。また、市内の一斉美化活動や曾於市クリーンセンターでの研修・見学などを通して環境保全意識の向上に努めました。

②学校等における環境教育の推進では6施策中、5施策を実施

学校においても環境美化活動や資源ごみ回収活動を通して、大人から子供まで環境保全活動に参加しています。また、水生生物調査などを通して、曾於市の豊かな自然環境についても学んでいます。

③食育の推進では2施策中、1施策を実施

食生活改善推進事業などで各世代に対して食育にも取り組んでいます。

今後も世代に合わせた環境教育を実施するとともに、一人ひとりの生活の中での行動に結び付けていけるような施策を実施しなければなりません。

2) 参加

| 施策 | 施策数 | 実施数 | 未実施数 | 実施率 | 継続取組 |
|---------------|-----|-----|------|------|------|
| ①環境保全・美化活動の推進 | 3 | 3 | 0 | 100% | 3 |
| ②情報共有の場づくり | 2 | 2 | 0 | 100% | 2 |
| ③地域活動の活性化 | 3 | 3 | 0 | 100% | 3 |

参加に関する施策の実施状況

①環境保全・美化活動の推進では3施策すべてを実施

地域の環境活動に市民全員の参加を促すため、自治会や道の美化里親活動、青少年による一斉美化活動などを実施しました。毎年多くの参加者で市内の環境保全に取り組んでいます。

②情報共有の場づくりでは2施策すべてを実施

環境や自然環境の利用に関する情報をホームページや広報誌、行政放送など各種媒体を利用して発信しました。特に行政放送については市民への情報伝達効果が高いと感じています。

③地域活動の活性化では3施策すべてを実施

自治会振興に対して補助金を交付することにより、自治会活動活性化を図り、環境を含めた各種自治会活動への参加を促しています。市民の環境活動への参加を促すため、これまでの環境保全・美化活動を継続していくとともに、地域コミュニティの強化を図り、まちの美化を市民自らの手で作っていく施策を実施していかなければなりません。

3. 重点プロジェクトの総括

3- (1) エコ意識プロジェクト

| 施策 | 代表的な指標 | 目標値 | 実績 | 達成状況 |
|----------------|------------------------|------|-------------|------|
| ①本市全体での環境教育の推進 | 前計画の推進を目的とした記事の広報誌掲載回数 | 4回/年 | 4回/年 [2024] | 達成 |
| ②情報の発信・共有・報告 | 環境に関する講座を開催 | 継続開催 | 1回/年 | 達成 |

①本市全体での環境教育の推進

前計画推進のための広報誌掲載回数は、年4回実施した年もありましたが、近年は掲載数が減少しています。広報誌だけではなく、ホームページや、2016年に開局したSooGoodFM、SNSなどを活用して広報に努めており、今後もあらゆる媒体を利用し、情報公開や環境基本計画の進捗状況の報告を行い、計画を推進していく必要があります。

②情報の発信・共有・報告

環境に関する講座は毎年実施しています。今後は開催回数の増加を目指すため、環境講座の周知と計画的な広報が必要です。

各世代に合わせた環境教育の施策を準備するとともに、特に若い世代に対し、本市の豊かな自然環境に興味を持ってもらえるような情報発信や、環境保全・美化活動などの環境活動に参加してもらう施策を検討し、実行する必要があります。

3- (2) 大気エコプロジェクト

| 施策 | 代表的な指標 | 目標値 | 実績 | 達成状況 |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|---------------------|------|
| ①日常生活・事業活動における地球温暖化対策 | 毎年決まった月の消費電力量 | 消費電力の調査実施・削減 | 未実施 | 未達成 |
| ②地球温暖化対策に関する情報提供 | 地球温暖化対策に関する情報の広報誌掲載回数 | 年4回 [2024年度まで] | 2030年度まで実施 | 達成 |
| ③市役所における環境配慮 | 市役所の温室効果ガス削減量 | 46%減 [2015年度比] | 17.6%減 [2015年度比] | 未達成 |

①日常生活・事業活動における地球温暖化対策

消費電力の調査については、計画当初は太陽光発電を導入した家庭の設置前後の使用量を調査していました。しかしながら、調査対象者の減少など、調査結果の活用ができなかったため、近年は調査を実施できていません。

②地球温暖化対策に関する情報提供

地球温暖化対策に関する情報の広報誌掲載回数は、2024年度まで年4回の掲載を行っていました。地球温暖化についての認識が広まったため、その後掲載は行っていません。今後は夏季や冬季の省エネルギー対策など、各家庭でできる取組みを各種媒体を活用して、随時広報します。

③市役所における環境配慮

市役所における温室効果ガス排出量は、曾於市クリーンセンターの基幹的設備改良工事に伴い、焼却炉の稼働を停止していたため、2019年度は排出量削減目標を達成しています。しかし、市役所所管施設からの排出量は増加傾向にあるため、『曾於市役所地球温暖化対策実行計画』に基づいて温室効果ガスの削減を実施します。

地球温暖化対策は地球に住む一人ひとりが実施して大きな効果が出ることを再認識し、各家庭でできる対策について情報提供し、脱炭素社会に向けて取組みを促していかなければなりません。

3- (3) 大地エコプロジェクト

| 施策 | 代表的な指標 | 目標値 | 実績 | 達成状況 |
|-------------|---------------|------------------------------|-------------------|------|
| ①農畜産業の発展 | 農畜産物のブランド数 | 34品目増（5品目増） [2026年～2030年] | 29品目 [2024] | 未達成 |
| ②環境保全型農業の推進 | 土壌診断件数 | 500件/年 [2013] | 341件[2024] | 未達成 |
| ③遊休農地の活用 | 遊休農地の減少 | 14.1ha[2030] | 25.1ha [2024] | 達成 |
| ④参加・取組みの推進 | 水土里サークルへの参加者数 | 7,600人/年 [2030] | 12,226人 [2024] | 達成 |

①農畜産業の発展

本市の基幹産業である農畜産業の発展のため、前計画策定当初は、農畜産物のブランド数5品目の認証を目指しました。当初の目標は達成したため、2026から2030年度までに34品目の認証を目標。現状は29品目となっています。

②環境保全型農業の推進

環境保全型農業推進のため土壌診断を実施しています。目標の達成には至っていませんが、今後も土壌診断を実施し、農業経営の安定化と環境にやさしい農業の実現を目指していきます。

③遊休農地の活用

遊休農地の減少については、2019年度は目標を達成しています。後継者不足による遊休農地の増加に対応するため、人・農地プランの実質化等により、遊休農地の解消に努めなければなりません。

④参加・取組みの推進

水土里サークルへの参加者は目標を達成しています。しかしながら、組織数が減少しているため、今後、活動組織の増加、市内での活動組織の広域化を推進し、組織体制及び活動維持を図る必要があります。

3- (4) 暮らしエコプロジェクト

| 施策 | 代表的な指標 | 目標値 | 実績 | 達成状況 |
|-----------------|-------------------|-----------|--------------------------|------|
| ①不法投棄の撲滅 | 不法投棄に関する苦情件数 | 0件[2019] | 15件[2024] | 未達成 |
| | 曾於市一斉美化活動 | 年1回実施 | 年1回実施 | 達成 |
| ②ごみの減少・リサイクルの推進 | 市民一人当たりの可燃ごみ年間焼却量 | 100kg未滿 | 160kg[2024] | 未達成 |
| ③景観形成 | 曾於市景観条例 | 制定 [2030] | 県研修参加, 情報収集及び 制度整理 | 未達成 |

①不法投棄の撲滅

不法投棄に関する苦情件数については目標を達成した年はありませんでした。不法投棄については、大量の産業廃棄物の投棄や家具や家電、生活用品の投棄まで多くの案件があります。ごみの適正処理について、これまで以上に啓発を行い、不法投棄案件の減少を実現し、私たちの生活環境の維持を図らなければなりません。

曾於市一斉美化活動は毎年実施し、目標を達成しました。他にも道の美化里親活動や自治会による清掃活動等を実施しており、環境に関する活動の活性化を図っていきます。

②ごみの減少・リサイクルの推進

市民一人当たりの燃やせるごみの年間排出量は増加傾向にあり、ごみの総排出量についても、人口の減少傾向に反して増加傾向にあります。食品ロスが社会問題化している中、飲食店においては30・10運動の推進、家庭においては食品の食べきりを推進しています。また、家庭から出る生ごみ減量のため、生ごみ処理機器購入者に対して、2016年度から補助金を交付するなど、燃やせるごみの減量に努めています。今後も3Rを推進し、ごみの排出抑制を強かに推進していかねばなりません。

③景観形成

曾於市景観条例の制定については、関係機関との調整や予算の確保などの制定環境が整わなかったため制定できていません。2030年度の制定を目標に取り組んでいくところです。

3- (5) 清流エコプロジェクト

| 施策 | 代表的な指標 | 目標値 | 実績 | 達成状況 |
|--------|-------------------|---|---|------|
| ①河川の浄化 | 下水道整備数 ※下水道加入率 | 1,300 戸以上 [2015 累計] ※75% [2026 累計] | 1,864 戸 [2024 累計] ※74.9% [2024 累計] | 達成 |
| | 合併処理浄化槽設置 数 | 5,800 基以上 [2020 累計] | 6,134 基 [2024 累計] | 達成 |
| ②清流の保全 | 子ども達が遊べる清流づくり | | | 未達成 |

※は目標値の変更・見直し

①河川の浄化

河川の浄化については、下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の推進を実施し、河川水質の保全を推進しました。下水道整備については設備整備を終了し、加入戸数の目標を達成しました。現在は下水道整備区域に居住する住民に対して加入促進を図っており、2026年度までに75%の加入を目指し、加入推進員を配置し、広報や啓発活動に努めています。合併処理浄化槽の設置については、2024年度までの目標に対してほぼ達成している状況です。し尿及び生活雑排水などを処理する下水道や合併処理浄化槽での汚水衛生処理率は、全国では80%（2018年度）ですが、本市では、74.9%しかないため、今後も下水道への加入、合併処理浄化槽の設置を推進していきます。

②清流の保全

子どもたちが遊べる清流づくりについては、具体的な施策は実施できませんでした。本市は各河川の源流に近く、流れが速く河川敷があまりないという地理的な条件に制限があり、子どもたちが安全に遊べる場所に限りがあるためです。河川の災害復旧などの護岸工事では環境配慮型ブロックを使用するなど、環境にやさしい施設づくりに努めています。

3- (6) 森林エコプロジェクト

| 施策 | 代表的な指標 | 目標値 | 実績 | 達成状況 |
|--------|------------------|-----------------------|-----------------------|------|
| ①森林の保全 | 間伐累計面積 | 1,950ha [2024 累計] | 1,950ha [2024 累計] | 達成 |
| ②森林の活用 | 悠久の森への植樹 累計本数 | 10,000 本 [2024 累計] | 10,403 本 [2024 累計] | 達成 |

①森林の保全

間伐面積については、目標を達成している状況です。

②森林の活用

悠久の森への植樹累計本数は 10,403 本で目標を達成しています。植栽した苗木がシカなどの食害を受けており、今後は苗木の保護も実施しながら、自然体験や森林浴が楽しめる場としての悠久の森を整備していきます。

森林は、本市の面積の約6割を占めており、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献しています。また、木材を使った家具や住宅などの利用は、木材中の炭素を長期間に渡って貯蔵することにつながり、木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの二酸化炭素排出の抑制になっています。さらに、水源の涵養機能など公益的な多面的機能を有しているため、今後も計画的な森林整備を実施していきます。

第2章

環境の現状

第1節 環境を取り巻く社会動向

1. 世界的動向

1-(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年9月、国連サミットにおいて、2030年までの国際社会の目指すべき目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs)を設定しています。SDGsの17のゴールには、水、衛生、エネルギー、気候変動、海洋資源、陸上資源といった環境に関連するものが多く含まれています。SDGsの達成に向けて多様な主体が関与しており、様々な取り組みがなされています。

本市の環境基本計画の推進においても、SDGsと深く関係することを認識し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。



1-(2) パリ協定

2015年12月、パリで開催された「第21回締約国会議(COP21)」において、2020年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

「パリ協定」では、世界共通の長期目標として世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満(努力目標として1.5℃)に抑えることを目標とし、すべての国に温室効果ガスの削減目標の提出や更新、削減行動が義務付けられています。

1-(3) 生物多様性

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。急速に悪化する生物多様性の状況を改善するため、2011年以降の世界目標となる戦略計画2011-2020が定められました。戦略計画2011-2020のなかで、2020年までのミッション(短期目標)「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施する」と、2050年までのビジョン(中長期目標)「自然と共生する社会を実現する」のもと、「生物多様性の損失の根本原因に対処する」、「生物多様性への直接的な圧力を減少させる」などの5つの戦略目標、20個の個別目標(愛知目標)が決められています。2020年以降の新たな生物多様性の世界目標(ポスト2020目標)に関する草案が発表されています。

1-(4) 海洋プラスチックごみ

2019年6月のG20大阪サミットにて、海洋プラスチックごみ対策の共通の世界ビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、「海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が支持されました。



出典：外務省

2. 国内動向

2-(1) 第五次環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。

第五次環境基本計画は、SDGsやパリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画です。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目標としています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進しています。



出典：環境省「第五次環境基本計画の概要」

2-(2) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（令和7（2025）年2月改定）は、パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策推進法に基づき策定されました。地球温暖化対策計画では、各種施策を実施し、温室効果ガスの令和2030年度26%削減（2013年度比）の中期目標の達成に向けて着実に取り組むこととしています。

長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指しています。

2-(3) 気候変動適応計画

気候変動適応法により、国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応計画を策定しました。

気候変動適応計画では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

2-(4) 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。第五次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

などを掲げ、その実現に向けて概ね2030年までに国が講ずべき施策を示しています。

2-(5) プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制などの幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。2030年までに使い捨てプラスチックの排出量を25%排出抑制するなどの目指す方向（マイルストーン）が示されています。

第2節 曾於市の概況

1. 位置

本市は、鹿児島県の東部を形成する大隅半島の北部に位置し、志布志市、霧島市、鹿屋市、曾於郡大崎町、宮崎県都城市に接しており、面積は、390.14km²（2020年7月1日時点）となっています。

本市の交通網は、市の中央部を東西に国道10号、南北に国道269号が走り、南西部には東九州自動車道、東部には地域高規格道路「都城志布志道路」が整備されており、都市地域へのアクセスが容易となっています。

▼図表 2-1 位置



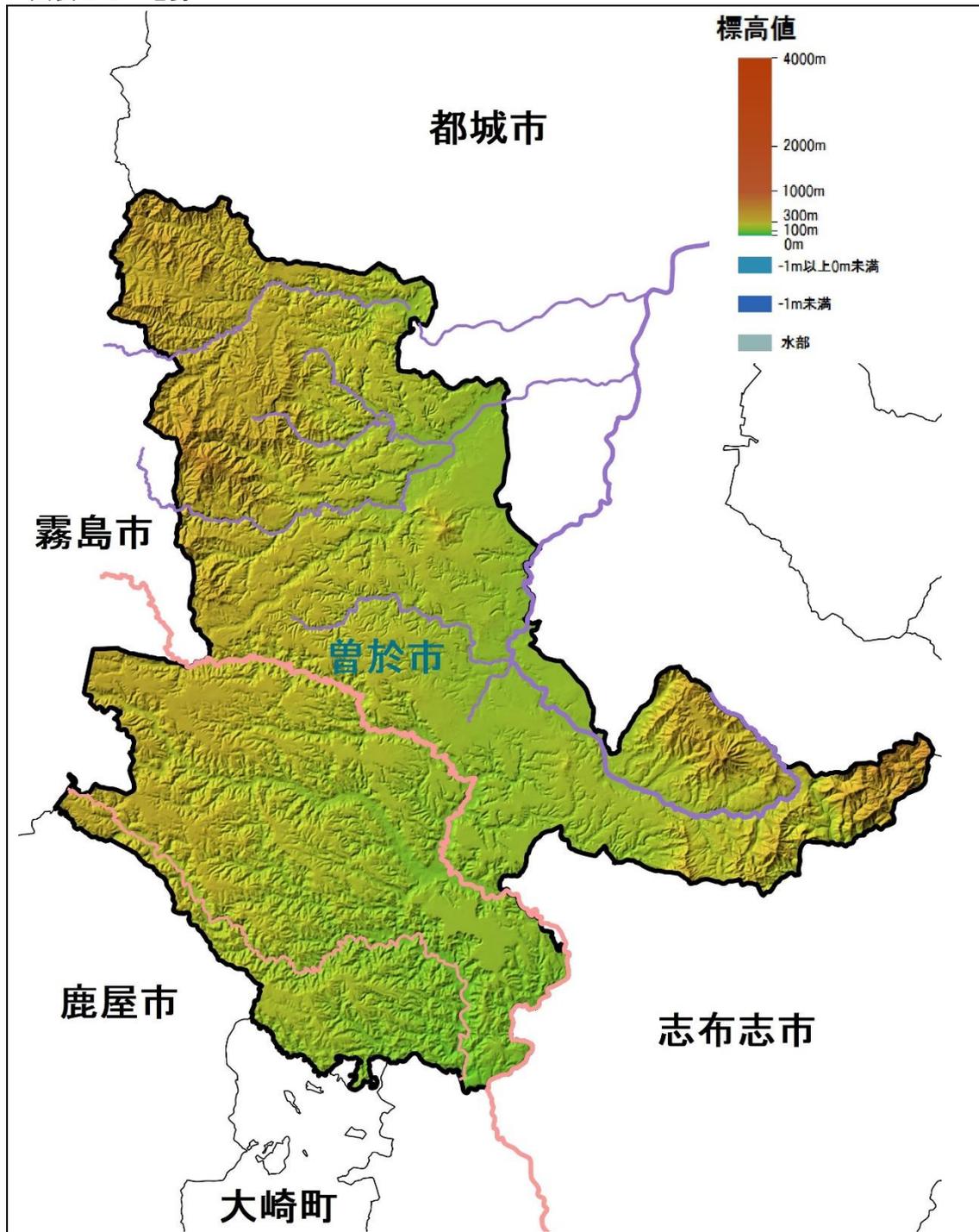
出典：第2次曾於市総合振興計画

2. 地勢

本市の北部は都城盆地の一角を成し、宮崎市へ流れ込む大淀川の上流部に末吉市街地、財部市街地が形成され、南部は志布志湾に注ぐ菱田川の上流部に大隅市街地が形成されており、河川などの浸食により全体的に起伏の多い台地となっています。

本市の地質の大部分は、火山灰性の黒ボク土壌（シラスやボラなどの火山灰土壌）であり、農耕地として利用されています。

▼図表 2-2 地勢



出典：国土地理院

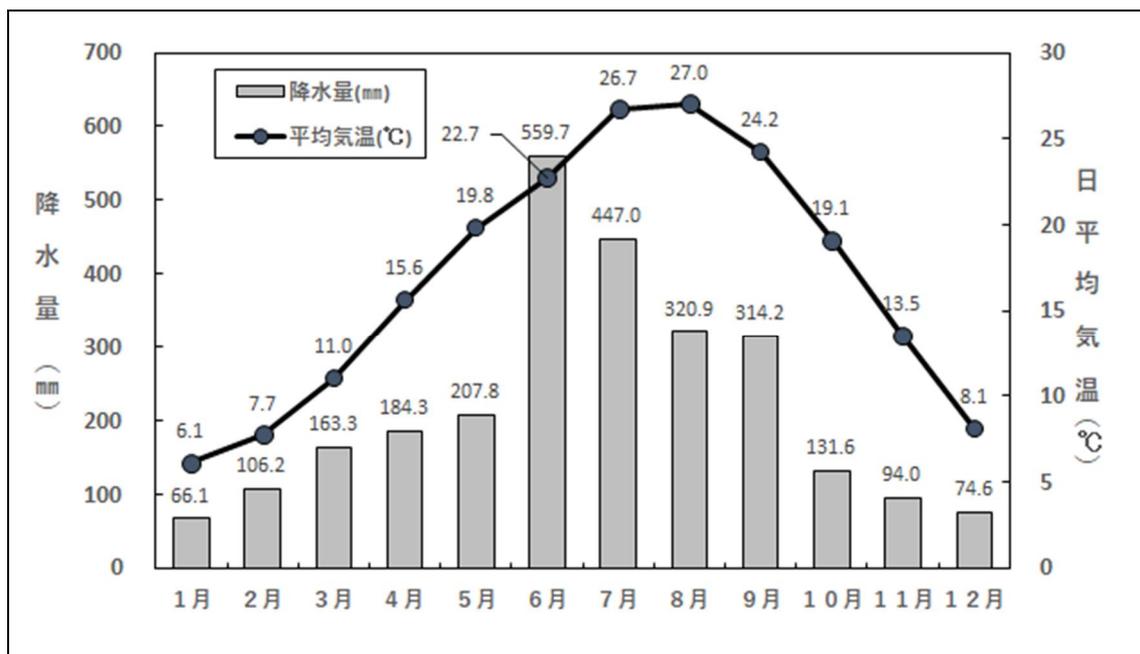
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

3. 気候

本市の気象状況は、平均気温 16.8度、年間降水量 2,694.2mm、年間日照時間 1,934.5時間、年間を通して北北東の風が吹く回数が多く、気候は内陸性を示し、夏と冬、昼と夜の気温差が大きいのが特徴です。

▼図表 2-3 平均気温及び降水量

| 要素 | 降水量 (mm) | 気温 (°C) | | | 相対湿度 (%) | 風向・風速 (m/s) | | 日照時間 (時間) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| | 合計 | 平均 | 日最高 | 日最低 | 平均 | 平均 | 最多風向 | 合計 |
| 統計期間 | 1991～ 2020 | 1991～ 2020 | 1991～ 2020 | 1991～ 2020 | 1991～ 2020 | 1991～ 2020 | 1991～ 2020 | 1991～ 2020 |
| 資料年数 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 1月 | 66.1 | 6.1 | 12.1 | 0.9 | 71 | 1.7 | 西北西 | 167.2 |
| 2月 | 106.2 | 7.7 | 13.7 | 2.3 | 70 | 1.9 | 北北東 | 155.2 |
| 3月 | 163.3 | 11.0 | 16.9 | 5.7 | 70 | 2.0 | 北北東 | 169.4 |
| 4月 | 184.3 | 15.6 | 21.6 | 10.2 | 70 | 2.1 | 北北東 | 173.9 |
| 5月 | 207.8 | 19.8 | 25.5 | 14.9 | 73 | 2.1 | 北北東 | 169.2 |
| 6月 | 559.7 | 22.7 | 27.1 | 19.3 | 82 | 2.2 | 南南西 | 103.1 |
| 7月 | 447.0 | 26.7 | 31.4 | 23.2 | 80 | 2.3 | 南南西 | 168.2 |
| 8月 | 320.9 | 27.0 | 32.1 | 23.4 | 79 | 2.2 | 南南西 | 183.6 |
| 9月 | 314.2 | 24.2 | 29.3 | 20.4 | 79 | 2.1 | 北北東 | 149.1 |
| 10月 | 131.6 | 19.1 | 24.8 | 14.4 | 75 | 2.0 | 北北東 | 172.4 |
| 11月 | 94.0 | 13.5 | 19.5 | 8.4 | 76 | 1.6 | 北北東 | 158.5 |
| 12月 | 74.6 | 8.1 | 14.2 | 2.8 | 73 | 1.6 | 北 | 164.8 |
| 年 | 2694.2 | 16.8 | 22.4 | 12.2 | 75 | 2 | 北北東 | 1934.5 |



注) 都城特別地域気象観測所

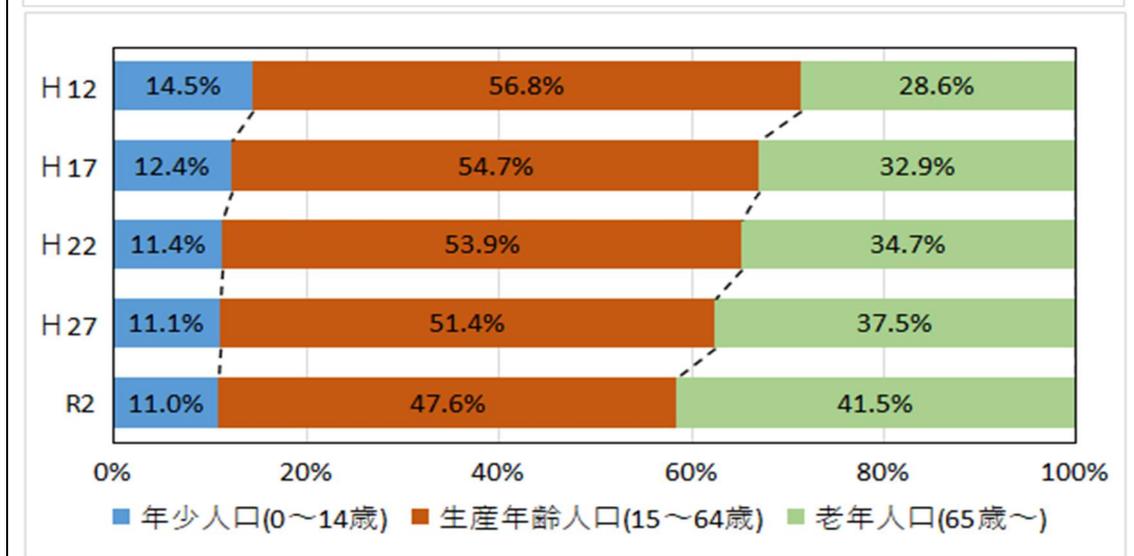
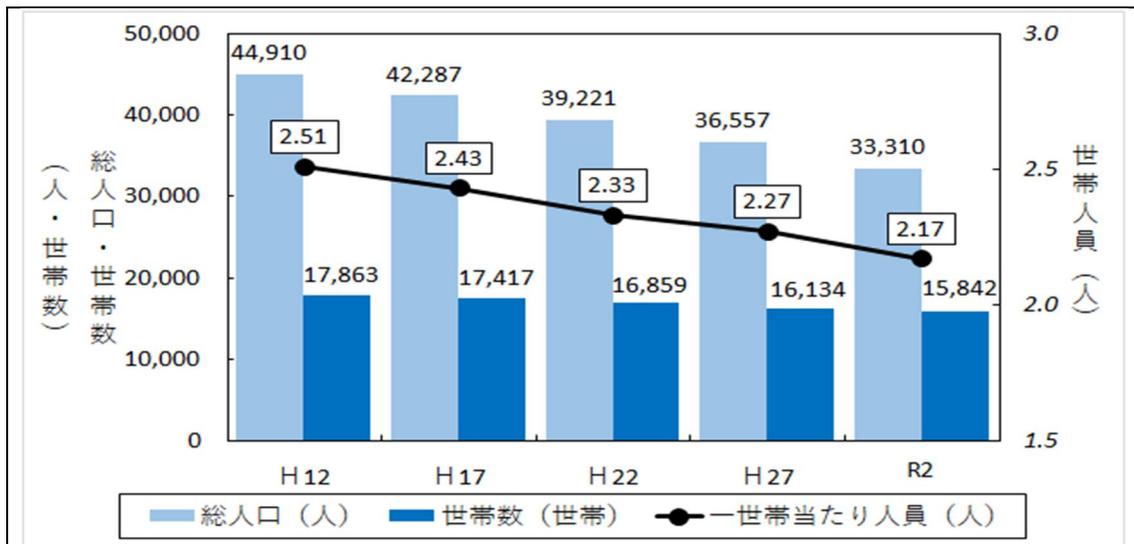
出典：気象庁「気象観測データ」

4. 人口及び世帯数

本市の人口は減少傾向にあり、令和2年の年少人口（0～14歳）は平成12年の約55%に減少していますが、老年人口は、約7%増加し、高齢化が進んでいます。また、世帯数及び1世帯当たり人員も減少傾向にあり、核家族や単身世帯の増加が考えられます。

▼図表 2-4 人口及び世帯数の推移

| | H12年 | H17年 | H22年 | H27年 | R2年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口(人) | 44,910 | 42,287 | 39,221 | 36,557 | 33,310 |
| 年少人口(0～14歳) | 6,534 | 5,229 | 4,468 | 4,063 | 3,654 |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 25,512 | 23,144 | 21,145 | 18,779 | 15,842 |
| 老年人口(65歳～) | 12,863 | 13,914 | 13,587 | 13,706 | 13,814 |
| 世帯数(世帯) | 17,863 | 17,417 | 16,859 | 16,134 | 15,325 |
| 一世帯当たり人員(人) | 2.51 | 2.43 | 2.33 | 2.27 | 2.17 |



注) 端数処理のため100%にならない場合がある。

出典：総務省統計局「平成12～令和2年国勢調査結果」（各年10月1日現在）

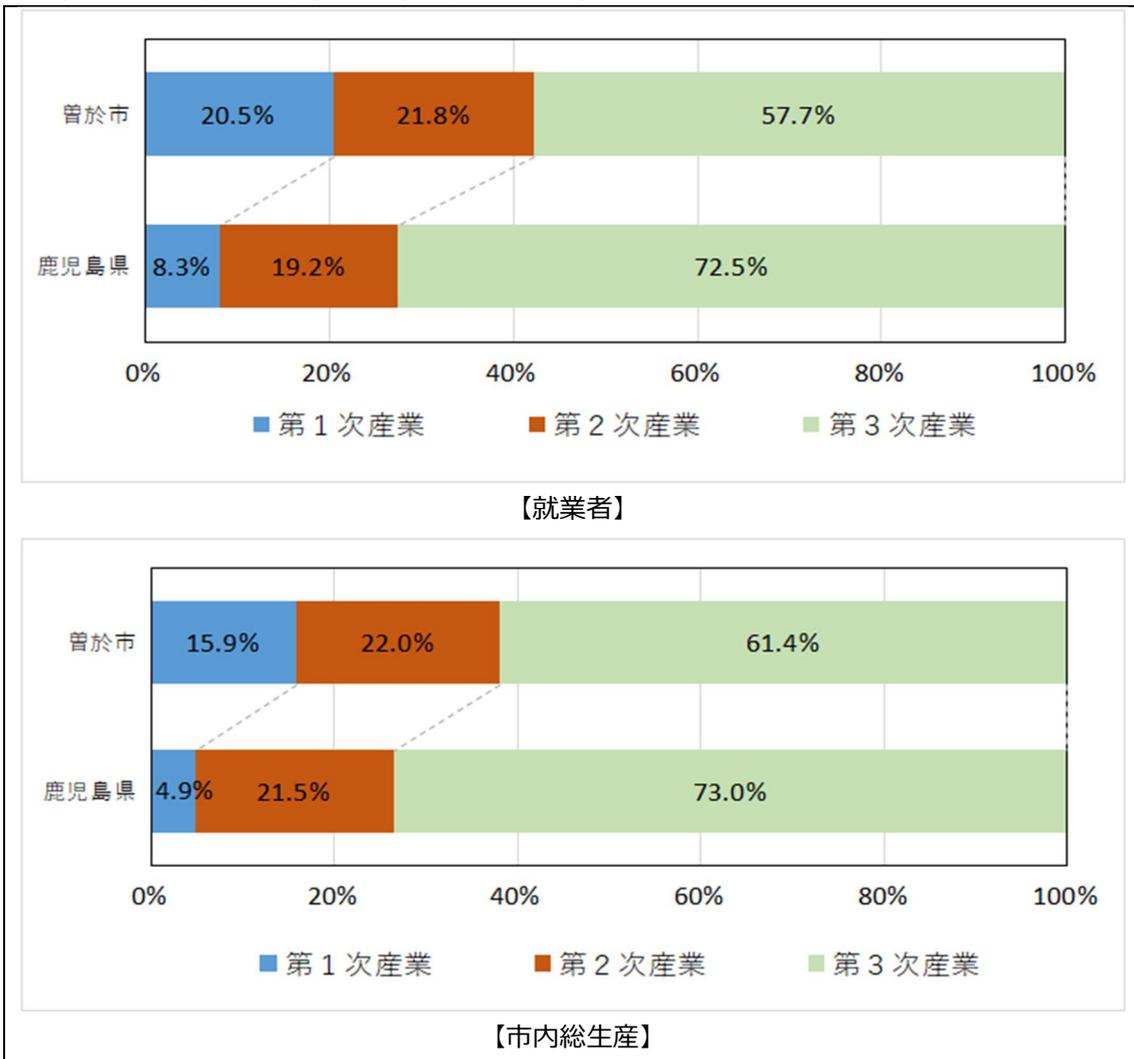
5. 産業

本市の令和2年度の産業別就業者の構成割合は、第1次産業が20.5%、第2次産業が21.8%、第3次産業が57.7%となっています。鹿児島県全体と比較すると、第1次産業の割合が高くなっています。

本市の市内総生産の構成割合は産業別就業者と同様に第1次産業が鹿児島県全体と比較すると高い割合になっています。

本市は畜産業を中心とする全国トップクラスの農業産出額を誇っており、農畜産業は基幹産業となっています。

▼図表 2-5 産業別就業者及び市内総生産の割合



出典：総務省統計局「令和2年度 国勢調査」

鹿児島県統計協会「令和4年度 市町村村民所得推計」

▼図表 2-6 農業産出額（令和5年）

| 項目 | 農業産出額 | 耕種 | 畜産 | その他 |
|------|----------|----------|----------|--------|
| 鹿児島県 | 5,400 億円 | 1,609 億円 | 3,718 億円 | 73 億円 |
| 本市 | 472.3 億円 | 81.0 億円 | 386.3 億円 | 5.0 億円 |

出典：農林水産省「令和5年 市町村別農業産出額（推計）」

第3節 環境の現況

1. 生活環境

1-(1) 水質

環境基本法では、水質汚濁に関して「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）を定めています。

健康項目は、河川などのすべての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

河川では、生活環境項目の汚れの指標であるBODにより、環境基準の評価を行っており、安楽川、菱田川、大淀川はA類型に指定されています。

本市内を流れる河川及び事業所からの排水について定期的に水質検査が実施されています。市内の河川では、BODは、ほぼ環境基準内となっています。事業所からの排水については、水質汚濁防止法で排水基準が設けてありますが、流入する安楽川、菱田川、大淀川については、鹿児島県・宮崎県において上乘せ排水基準が設けてあり、特定事業場については、より水質保全に努めるようになっています。市で実施している事業所の排水調査では、ほぼ環境基準内です。

し尿や生活雑排水を含めた汚水処理人口普及率（公共下水道、合併処理浄化槽）は、約75.95%（2024年度）となっています。

1-(2) 大気

大気汚染物質は、環境基本法により、維持することが望ましい指標として環境基準が定められています。本市には一般環境大気測定局が設置されておらず、最寄りの測定局は霧島市に設置されています。霧島測定局の2024年度調査を見ると二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質が環境基準を達成し、光化学オキシダントが未達成でした。未達成の主な要因としては、桜島の火山灰の影響が考えられています。

1-(3) 騒音・振動

騒音については、環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい音の大きさとして、地域の類型及び時間の区分ごとに規制基準が設定されています。本市では、自動車騒音について、2024年度に国道10号線の通山地区で調査し、環境基準を満たしていました。（2020年度に国道269号線、2021年度に都城隼人線、2022年度に志布志福山線、2023年度に末吉財部線をそれぞれ調査しており、一部で環境基準を満たしていない部分があるものの、概ね環境基準を達成している。）

振動については、建設作業、工場・事業場、道路交通が主な発生源となっており、近年振動に関する公害苦情は発生していません。

2. 自然共生

2-(1) 河川・水辺環境

本市は、1級河川の大淀川と2級河川の菱田川、安楽川の上流部に位置しています。ため池は、市内の農村部のいたるところに点在しており、農業用水施設として利用されています。これらの水資源は、人々の暮らしを支えるとともに、多くの動植物の生息・生育環境となっています。

2-(2) 森林

本市の森林面積は、230.04km²で、市全体の約60%を占めています。人工林はスギやヒノキなどの針葉樹林、天然林は広葉樹林が多くを占めています。

豊かな森林環境は、土砂災害の防止、水源涵養や生物多様性の保全、森林浴やハイキングによる安らぎを得る場を提供するなど、多面的な機能を有しています。また、地球温暖化対策として、森林は二酸化炭素の吸収源として注目されており、適正な維持管理が必要です。

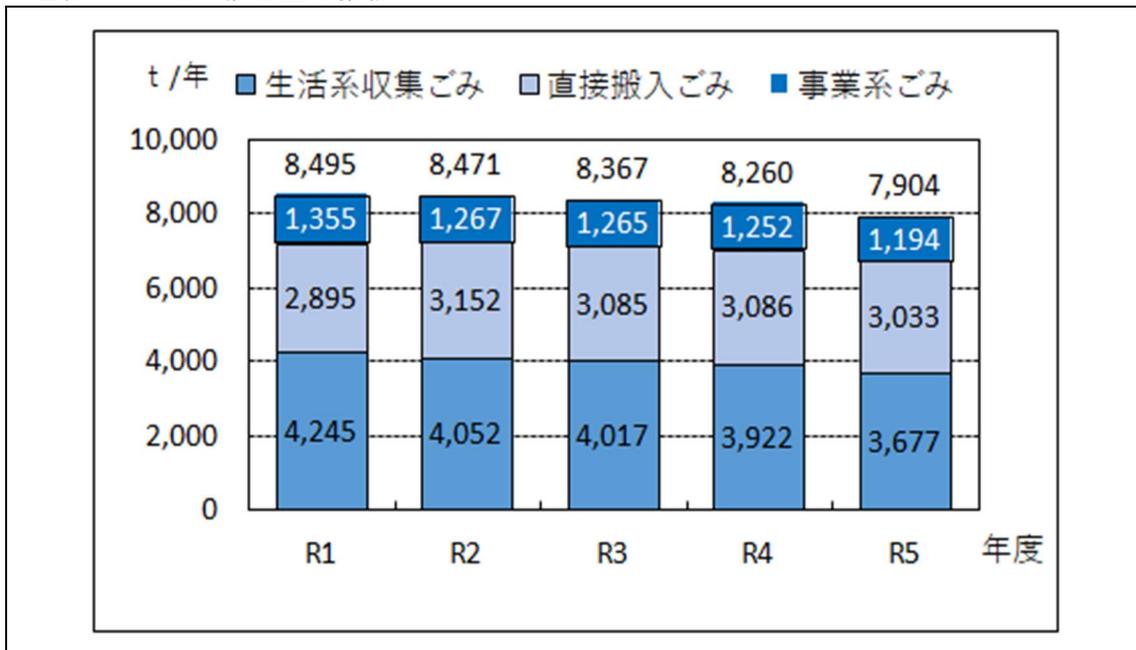
しかし、林業従事者の高齢化や担い手不足により、適正な森林管理が困難な状況にあります。

3. 資源循環

3-(1) ごみの排出量

本市のごみの年間排出量は、緩やかな減少傾向となっています。それに伴い、5年間で家庭から出される生活系収集ごみの量、曾於市クリーンセンターに直接搬入される搬入ごみ、事業系ごみの量もそれぞれ減少しています。

▼図表 2-7 ごみ排出量の推移

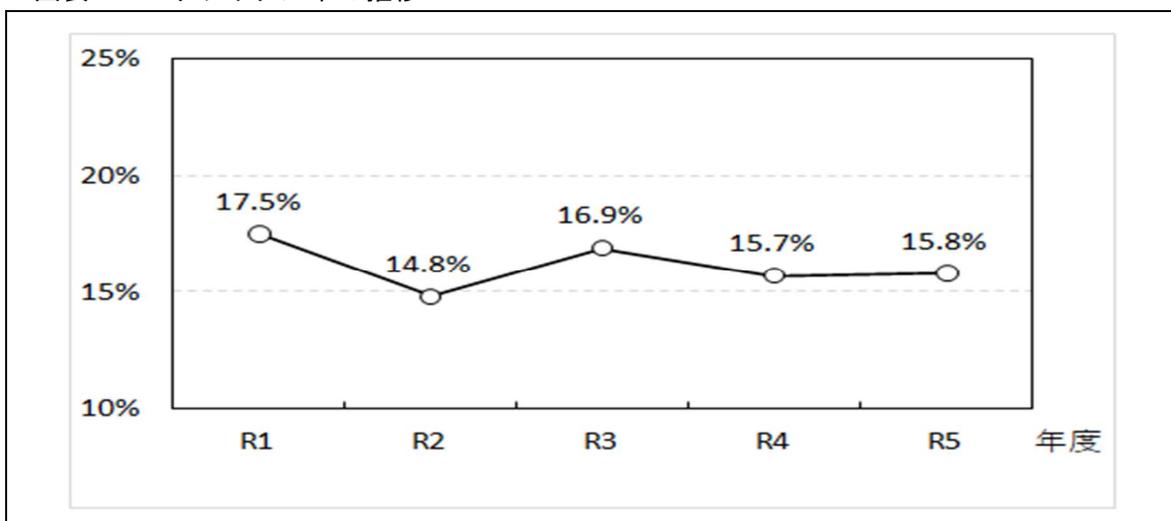


資料：一般廃棄物処理事業実態調査

3-(2) リサイクル

本市のリサイクル率は減少傾向ですが、近年は、概ね横ばいで推移しています。

▼図表 2-8 リサイクル率の推移



資料：一般廃棄物処理事業実態調査

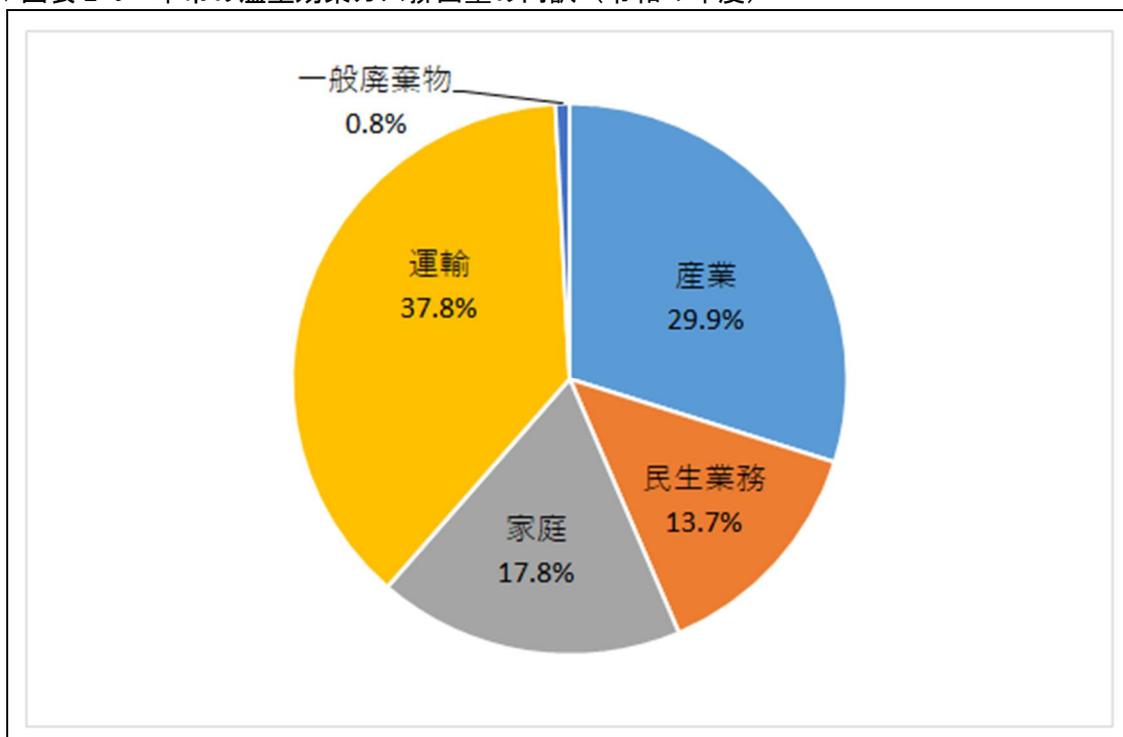
4. 地球環境

4-(1) 地球温暖化

本市の温室効果ガス（CO₂）排出量は、国の統計データによると、令和4年度で24万tとなっています。部門別にみると運輸部門が約38%、産業部門が約30%を占めており、家庭部門は約18%となっています。

本市では、温室効果ガスの排出量の削減を推進するために、「曾於市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の施設について、エネルギー（電気、ガソリン、軽油、A重油、灯油、LPG）の使用量を把握し、省エネルギーの促進に努めています。

▼図表 2-9 本市の温室効果ガス排出量の内訳（令和4年度）



※出典：環境省「部門別 CO₂排出量の現況推計」

4-(2) 再生可能エネルギー

「曾於市再生可能エネルギー導入などについて（H28年3月曾於市再生可能エネルギー検討委員会報告）」により、本市の豊かな自然の中にあるエネルギーを有効活用する施策の検討を行い、地域の産業振興と再生可能エネルギーの実用化に向け、民間事業者の事業推進に対して、後方的な支援を行っていきます。

4-(3) バイオマス

本市のバイオマス資源は、畜産業から排出される家畜排せつ物を中心に焼酎粕・稲わら・もみがら・建築残材・下水汚泥などがあります。バイオマス資源の利活用の現状は、曾於市有機センターにて家畜排せつ物を受け入れ、完熟堆肥の生産を行っています。良質な有機堆肥を農地へ還元することで、健康な土づくり（土壌生産能力の維持増進）を実践し、環境にやさしい循環型農業を確立していきます。

第3章

計画の目標

第1節 環境に関する将来像

本計画の上位に位置する「第2次曾於市総合振興計画」における「市の将来像」として「豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち」と定めています。これを念頭に置き、本市の環境に関する将来像を下記の通りとしました。

第2次曾於市総合振興計画における市の将来像

豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち

本計画における市の環境に関する将来像

人と豊かな自然が共生して
みんなで創る環境にやさしいまち 曾於市

第2次曾於市総合振興計画において、少子高齢化と若年層の人口流出による人口減少や地域コミュニティ機能の低下、それらに起因する様々な社会問題がある中、多様なまちの魅力や資源を活かし、市民や市をはじめとするあらゆる主体が連携協力し、笑顔が輝き、次世代に誇れる元気なまちを目指しています。

本計画においても、市民一人ひとりが行動し、自らの手で地域環境・地球環境を創っていくことが重要であり、その行動なくしては環境の保全や向上はあり得ません。前計画において環境に関する将来像として掲げた「人と豊かな自然が共生して」という部分は踏襲し、第2次曾於市総合振興計画における市の将来像として新たに定められた「みんなが創る」という部分を本計画にも取り入れ、本計画における環境に関する将来像を策定しました。

第2節 プロジェクトの概要

本市が目標とする環境に関する将来像「人と豊かな自然が共生して みんなで創る環境にやさしいまち 曾於市」の実現に向けて、6つのプロジェクトを設定し、以下にその概要を示します。また、それぞれのプロジェクトに関連するSDGsのゴールを示し、本計画の推進によって持続可能な社会の実現を目指すとともに、市民・事業者・市それぞれの行動を促していきます。

エコ意識・環境学習プロジェクト

市民一人ひとりの環境への意識を高めよう

■関連する SDGs



大気プロジェクト

脱炭素社会の実現を目指し、きれいな空気を維持しよう

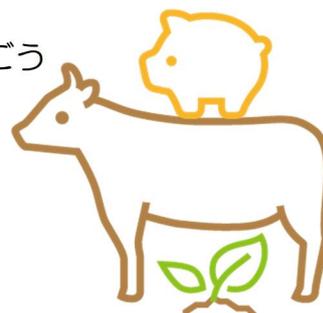
■関連する SDGs



農畜産プロジェクト

循環型農業を推進し、食と農畜産を未来に受け継ごう

■関連する SDGs



森林プロジェクト

多様な機能を持つ、森、里山を守り育てよう

■関連する SDGs



水プロジェクト

安心・安全な水資源を保全しよう

■関連する SDGs



暮らしプロジェクト

環境負荷の少ない暮らしを実行しよう

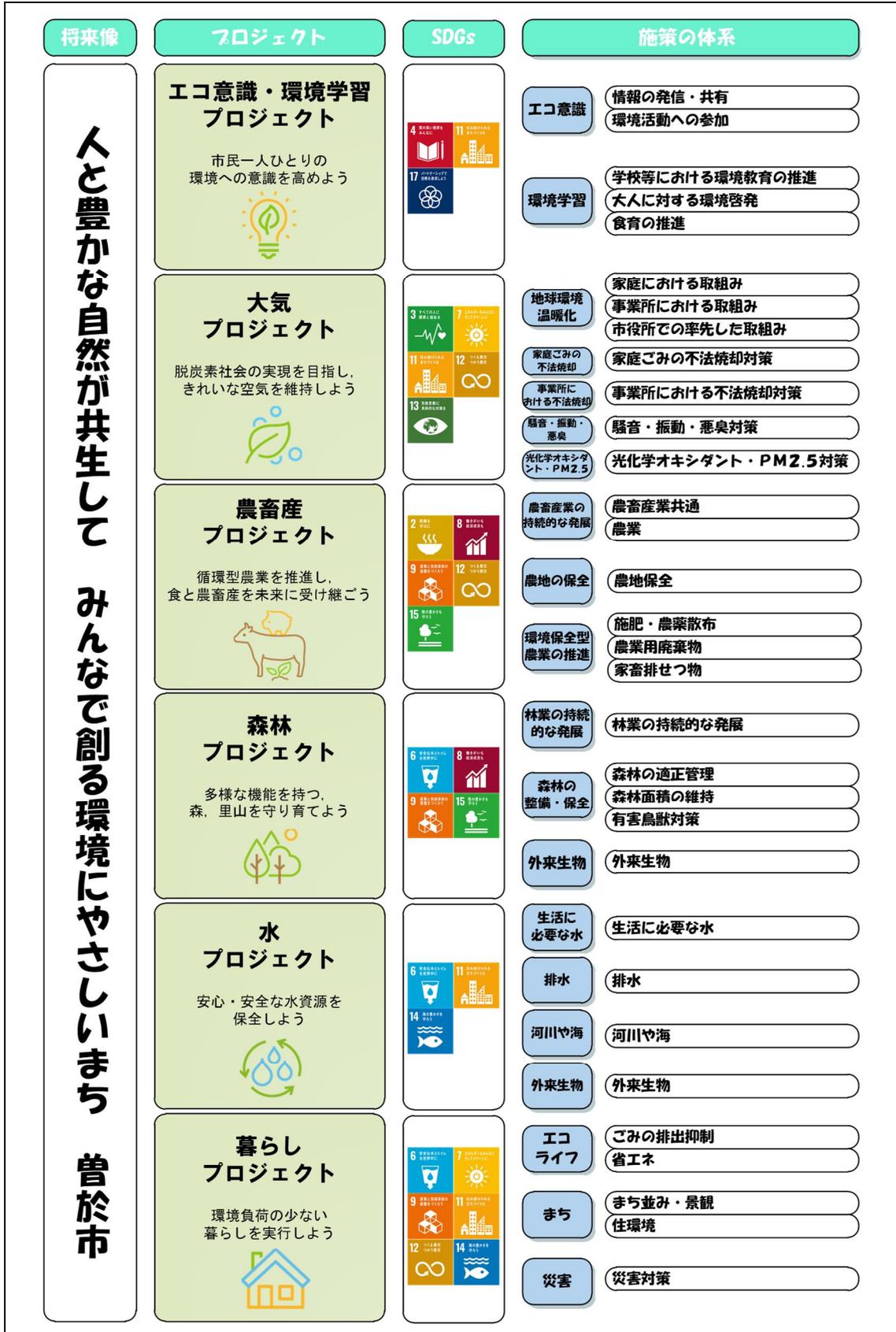
■関連する SDGs



第3節 施策の体系

施策の体系は以下のとおりです。

▼図表 3-1 施策の体系



第4章

環境施策

第1節 エコ意識・環境学習プロジェクト

～市民一人ひとりの環境への意識を高めよう～

1. 現状と課題

エコ意識や環境学習は、環境に関するあらゆる取組み、行動に共通しており、すべての施策の土台となるものです。

本市の地域環境と地球全体の環境を維持・保全していくためには、一人ひとりが“環境の今”を認識し、SDGsなど新たな考え方を取り入れながら“行動”していく必要があります。その行動の先に、美しく住みよい地域環境と地球環境があります。

市民・事業者・市などの各主体が家庭や職場、それぞれの居場所・地域で自ら行動できるよう、環境に関する情報の発信や各世代に合わせた環境学習の提供が課題となっています。



2. 施策の方向性

●環境情報の発信

市民一人ひとりのエコ意識向上のため、全国的に実施される環境運動や地域環境問題の情報をホームページや広報誌、行政放送などあらゆる媒体を通して発信します。

●各世代に合わせた環境教育の実施

幼児から大人まで、各世代に合わせた環境教育を実施し、環境保全・維持のための行動や活動への参加を促します。

●環境活動の機会の提供

市民全員が環境活動に参加するための機会を提供します。

家庭や学校、事業所をはじめ、様々な場所や機会を通じて、子供と大人が一緒になって環境について学び、考え、積極的に行動するための取組みを推進します。

3. 施策

3-1. エコ意識に関する施策

情報の発信・共有

施策番号1 地域の環境問題や環境月間、エコライフデー、不法投棄防止強化月間、外来生物などの環境に関する情報を行政放送、広報誌、ホームページで発信します。

施策番号2 本市の環境の現状を市民に周知するため、毎年ホームページにて環境基本計画の進捗状況を周知します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|---------------|------------------------|-------|
| 1 | 行政放送依頼回数 | 20回/年 | 市民環境課 |
| | 広報誌掲載回数 | 3回/年 | 市民環境課 |
| | ホームページ掲載ページ数 | 20ページ [2030年度までの累計] | 市民環境課 |
| 2 | 年間のホームページ更新回数 | 1回/年 | 市民環境課 |

環境活動への参加

施策番号3 子どもから大人まで、幅広い世代の環境活動への参加を促すため、曾於市一斉美化活動を1回/年実施します。

施策番号4 環境活動を含む自治会活動の活性化を図るため、自治会への新規加入に対して自治会加入促進助成金を交付するとともに、自治会統合により自治会規模を確保するため、自治会統合補助金の交付を行います。

施策番号5 地域コミュニティ協議会を各校区（地区）ごとに設立し、各協議会は、地域間の連携を行いながら、地域づくり計画等の作成と実施により、地域コミュニティを持続的に運営していきます。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|---------------|------------------------|----------------|
| 3 | 曾於市一斉美化活動実施回数 | 1回/年 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 4 | 自治会への新規加入世帯 | 100世帯以上/年 | 企画政策課 |
| | 自治会の統合数 | 20自治会 [2030年度までの累計] | 企画政策課 |
| 5 | コミュニティ協議会設置率 | 100%設置 [2030年度以降] | 企画政策課 |
| | 環境活動の実施 | 各協議会で 年1回以上実施 | 企画政策課 |

3-2. 環境学習に関する施策

学校等における環境教育の推進

施策番号6 本市の自然環境学習のため、市内小中学校のすべての学校で、総合的な学習の時間や生活科、理科、委員会活動などを活用し、水生生物調査、自然観察、自然体験学習、史跡めぐりを実施します。

施策番号7 小中学校における環境意識向上のため、環境教育全体計画等を作成・実践するとともに、すべての小中学校で清掃活動を実施します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-----------------------------------|-------|----------------|
| 6 | 水生生物調査、野鳥観察、自然観察、自然体験学習、史跡めぐり実施校数 | 20校/年 | 教育委員会 学校教育課 |
| 7 | 環境教育全体計画等の整備校数 | 20校/年 | 教育委員会 学校教育課 |
| | 清掃活動実施校数 | 20校/年 | 教育委員会 学校教育課 |

大人に対する環境啓発

施策番号 8 曾於市クリーンセンターでの施設見学や研修，環境講座を通して，本市のごみ排出の現状と3Rの重要性を伝えます。

施策番号 9 市内の自然や文化をフルに活用し，市内外の多くの人に体験型，滞在型の観光・レクリエーション活動を楽しんでもらう，エコツーリズムを推進します。

施策番号 10 霧島ジオパークのジオサイト認定を目指し，自然環境教育や観光資源として活用します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|--|---------|-------|
| 8 | 曾於市クリーンセンターの施設見学，研修や環境講座の開催回数 | 4回/年 | 市民環境課 |
| 9 | 本市を訪れる観光入込客数 | 140万人/年 | 商工観光課 |
| 10 | 新たな霧島ジオパークのジオサイト認定に向けて，観光資源の発見・環境整備の状況報告 | 現状の報告 | 商工観光課 |

食育の推進

- 施策番号 11 母子、成人、高齢者を対象に栄養及び運動を中心とした健康づくり活動を実施するため、食生活改善推進事業を推進します。
- 施策番号 12 食品ロス削減推進計画の策定を検討します。家庭での食品の食べきり運動と飲食店での30・10運動を推進し、食品ロスを削減します。
- 施策番号 13 地元農家や加工施設との連携、道の駅などの販売所の活用を図りながら、学校給食に地元食材を取り入れ、地産地消を推進します。また学校給食における食品ロスを削減します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------------------|-----------------------|----------------|
| 11 | 食生活改善に関する教室の開催回数 | 70回/年 | 保健課 |
| 12 | 食品ロス削減推進計画の策定 | 策定 [2030年度まで] | 市民環境課 |
| | 30・10運動ポスター掲示店舗数 | 50店舗 [2030年度までの累計] | 市民環境課 |
| 13 | 新しい給食センターで地産地消 | 30%/年 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 給食の残食率 | 小学校 2% 中学校 5% | 教育委員会 教育総務課 |

鹿児島県では、食品ロス[※]を削減するため、宴会^{さんまる いちまる}での「30・10運動」を奨励しています。

※「食品ロス」とは
本来はまだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のこと。宴会での食べ残しは、通常の外食の8倍にもなります。

<味わいタイム>
乾杯後**30分間**は、席を移動せずに料理を楽しむ！
(歓談しながら料理を味わい、苦手な料理は放置せず人に譲りましょう。)

<食べきりタイム>
お開き前**10分間**、自席に戻り残った料理を食べきる！
(各自が「食べきり」に心がけ、大皿・鍋等の料理も協力して完食しましょう。)

▶▶ 食品ロスについての詳細は、[こちら](#)
(鹿児島県のホームページ)

鹿児島県 食品ロス



出典：鹿児島県ホームページ

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 環境に関する情報に関心を持ち、環境に配慮した行動をとります。
- 食品の食べきりを実践し、家庭からの食品ロスを減らします。
- 地域の環境保全活動や清掃活動に参加します。
- 環境学習に関する講座などに積極的に参加します。

事業者の取組み

- 環境に関する情報に関心を持ち、環境に配慮した行動をとります。
- 懇親会などでは、30・10運動を実践します。
- 地域の環境保全活動や清掃活動に参加します。
- 環境学習に関する講座などに積極的に参加します。
- SDGsなどの新しい考え方を事業に取り入れます。

第2節 大気プロジェクト

～脱炭素社会の実現を目指し、きれいな空気を維持しよう～

1. 現状と課題

地球温暖化問題に対して、2015年に世界では『パリ協定』を採択し、日本でも2016年地球温暖化対策計画を策定しました。地球温暖化による気候変動の影響は大きく、近年、各地で大きな災害が多発しています。世界では脱炭素社会の実現に向けた取組みが進んでいるところです。

本市においては、家庭や事業所でのごみの不法焼却や燃やせるごみの排出量の増加による温室効果ガス排出量の増加、農畜産業に係る悪臭などの問題があります。

大気に係る公害防止に向けて、家庭や事業者による環境配慮の取組みを拡大し、安心・安全・快適に暮らせる環境の確保が課題となっています。



2. 施策の方向性

●脱炭素社会の実現

3Rなどの推進により、燃やせるごみを減量し、温室効果ガスの排出量を減少させます。また、家庭や事業所における環境負荷の少ないライフスタイルの導入による温室効果ガス削減を実践します。

●生活環境と健康の保全

家庭や事業所での不法焼却や、堆肥の野積みなどによる悪臭公害を無くすための対策を推進し、市民の生活環境や健康を守ります。

●曾於市役所地球温暖化対策実行計画

市役所で策定している「曾於市役所地球温暖化対策実行計画」の推進により、CO₂の削減目標を達成します。

3. 施策

3-1. 地球温暖化対策に関する施策

家庭における取組み

施策番号 14 エアコン使用による温室効果ガスの排出量を抑制するため、夏季・冬季のクールシェア・ウォームシェアの実施について毎年広報します。

施策番号 15 ドライバー一人ひとりがエコドライブとアイドリングストップを実践し、自動車排出ガスの排出量を抑制するとともに、交通事故件数を減らします。

施策番号 16 燃やせるごみの排出量を市民一人当たり 100 kg未満/年へ減量し、ごみ焼却による温室効果ガスの排出を抑制します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|----------------------|--------------|--------------|
| 14 | 広報依頼回数 | 各 1 回/年 | 市民環境課 |
| 15 | 交通事故件数 | 110 件以下/年 | 市民環境課 総務課 |
| 16 | 燃やせるごみの排出量 ※事業系除く | 100kg 未満/人・年 | 市民環境課 |

事業所における取組み

施策番号 17 エアコン使用による温室効果ガスの排出量を抑制するため、市内の各事業所でクールビズ・ウォームビズを実践します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|--------------------|---------|-------|
| 17 | クールビズ・ウォームビズ広報依頼回数 | 各 1 回/年 | 市民環境課 |

市役所での率先した取組み

- 施策番号 18 曾於市役所地球温暖化対策実行計画に基づいて、基準年（平成 25 年度）比で 46%削減します。
- 施策番号 19 庁内で使用する紙や文具類、消耗品などについては、グリーン購入法に従って、環境に配慮された商品の購入を推進します。
- 施策番号 20 地球温暖化がもたらす気候変動について周知し、国や県の気候変動適応の考え方の周知を図り、具体的な取り組みの実施を促します。
- 施策番号 21 市内の公共施設や事業所をクールシェア・ウォームシェアスポットとして登録し、休息施設としての利用を促進します。
- 施策番号 22 思いやりバスや思いやりタクシーを適切に整備するとともに、JRへ便数増加の要請を行い、公共交通機関の整備を図り、温室効果ガスを削減します。
- 施策番号 23 学校の施設改修に際して、省エネルギー設備の積極的な導入を進めます。
- 施策番号 24 公共施設の改修の際は、省エネルギー設備を利用します。
- 施策番号 25 市役所で導入する機器は省エネルギーのものを導入するとともに、ペーパーレス化を推進し、燃やせるごみの排出量を抑制し、温室効果ガスの削減を図ります。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|----------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 18 | 温室効果ガス削減率 | -46% ※2013年度比 | 財政課 |
| | 低排出ガス車率 | 10% [2030年度までの累計] | 財政課 |
| 19 | 10年間で、取扱用品について、環境に配慮した商品の購入品目数 | 50%以上 [2030年度までの累計] | 会計課 |
| 20 | 気候変動広報依頼回数 | 1回/年 | 市民環境課 |
| | 気候変動適応に関する具体的な取り組み実施数 | 10施策 [2030年度までの累計] | 市民環境課 |
| 21 | クールシェア・ウォームシェアスポット個所数 | 市内20個所 [2030年度までの累計] | 市民環境課 |
| 22 | 思いやりバス・タクシーの利用者数 | 45,000人/年 | 企画政策課 |
| | 列車の本数の推移 | 上り下り+1便 ※2025年度比 [2030年度までの累計] | 企画政策課 |
| 23 | 教室や体育館、武道場の蛍光灯や水銀灯の照明設備をLED電球へ取替 | 100% [2030年度まで] | 教育委員会 総務課 |
| 24 | 本庁舎への太陽光発電システム設備・LED照明設備導入 | 導入済 | 財政課 |
| | 大隅・財部支所へのLED照明設備導入 | 導入済 | 財政課 |
| 25 | ペーパーレス項目数 | 32項目 [2030年度までの累計] | 総務課 |

コラム：COOL CHOICE

「COOL CHOICE」は、「2030年度に、温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）する」という国の目標達成のために、国民が、低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

身近な生活のなかで、未来のために、今選択できるアクションを選ぶ。

私たちが無理なく楽しく、そして今から始められる“COOL CHOICE（＝賢い選択）”は、具体的に次のような取組があります。

1. 低炭素型製品への買換え

- ・LED, エアコン, 冷蔵庫, テレビなどの省エネ製品
- ・高効率給湯器などの導入
- ・高气密高断熱住宅の新築・リフォーム

2. 低炭素サービスの選択

- ・公共交通の利用
- ・都市部ではカーシェアリング
- ・低炭素物流サービスの利用
- ・スマートメーターによる「見える化」

3. 低炭素なライフスタイル転換

- ・家庭でのクールビズ, ウォームビズ
- ・エコドライブ, 自転車の利用
- ・うちエコ診断による見える化



出典：JCCCA「クールチョイス！省エネガイド楽しく“節エネ”ライフ」
及び環境省ホームページ

3-2. 家庭ごみの不法焼却に関する施策

家庭ごみの不法焼却対策

施策番号 26 家庭でのごみ焼却が違法であり、火災の危険性もあることを周知し、家庭ごみ焼却と野焼きの煙に関する苦情を減らし、それに起因する火災も減らします。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-------------------|----------|--------------|
| 26 | 不法焼却に関する苦情件数 | 0 件/年 | 市民環境課 |
| | 家庭ごみ・野焼きに起因する火災件数 | 13 件以下/年 | 市民環境課 総務課 |

3-3. 事業所の不法焼却に関する施策

事業所における不法焼却対策

施策番号 27 事業所における不法焼却を防止するため、環境パトロールを実施し発見した際は指導を行います。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------------|-------|-------|
| 27 | 事業所の不法焼却件数 | 0 件/年 | 市民環境課 |

3-4. 騒音・振動・悪臭に関する施策

騒音・振動・悪臭対策

施策番号 28 自動車騒音常時監視業務を継続して実施し、環境水準を達成します。

施策番号 29 騒音・振動・悪臭が発生した場合は、原因を特定し、被害状況を計測機器などを使用して把握し、解決を図ります。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|---------|--------|-------|
| 28 | 環境基準達成率 | 100%/年 | 市民環境課 |
| 29 | 騒音苦情件数 | 0件/年 | 市民環境課 |
| | 振動苦情件数 | 0件/年 | 市民環境課 |
| | 悪臭苦情件数 | 0件/年 | 市民環境課 |

3-5. 光化学オキシダント・PM2.5対策に関する施策

光化学オキシダント・PM2.5対策

施策番号 30 光化学オキシダント及びPM2.5に関する健康被害防止のため、気象情報の発令に備え、年1回の伝達訓練を実施します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|--------|------|-------|
| 30 | 訓練実施回数 | 1回/年 | 市民環境課 |

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 日常生活において、省エネルギーを意識した行動を心掛けます。
- 車を購入する際は、エコカー（低公害車、低燃費車）など、環境への負荷が少ない車を検討します。
- ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ、アイドリングストップなど環境と安全に配慮した運転（エコドライブ）に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 野外でのごみの焼却を行いません。
- たき火などを行う際は、煙に注意し、近隣住民に迷惑がかからないようにします。
- 暮らしの中から生じる騒音に気を付けます。

事業者の取組み

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21, ISO14001 など）の導入を検討します。
- ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ、アイドリングストップなど環境と安全に配慮した運転（エコドライブ）に努めます。
- 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努めます。

第3節 農畜産プロジェクト

～循環型農業を推進し、食と農畜産を未来に受け継ごう～

1. 現状と課題

農畜産業は、本市の基幹産業であり、本市の食と農は将来に渡って受け継ぐべき魅力のひとつです。農地は、雨水の貯留による洪水や土砂崩れの防止、多様な生き物の生息・生育環境の保全、緑豊かな田園風景の形成など多面的な役割を果たしています。

しかしながら、近年は過疎化や高齢化などによる農畜産業の担い手不足が引き起こす農地の荒廃や、施肥や農薬による生物多様性や地下水への影響が課題となっています。また、家畜排せつ物による悪臭や水質汚染など、処理の不徹底による問題も課題となっています。



2. 施策の方向性

●後継者の確保

農村環境と本市の農畜産業の魅力を発信し、新規就農者を増やします。

人・農地プランなどの実効性のある施策によって、農地の集積と再整備を実施し、耕作放棄地・遊休農地の発生を防止し、農地を有効活用します。

●自然循環型農業の推進

各農家への指導や助言により、施肥や農薬などによる環境負荷を減少させるとともに、安心安全な農産物生産供給体制を構築します。

また、家畜排せつ物の堆肥化を促進し、循環型農業を推進します。

●廃棄物の適正処理

農畜産業に係る廃棄物の適正処理推進のため、農業用廃プラスチック類などの一斉回収を実施し、農畜産業に係る廃棄物の不法投棄を無くします。

3. 施策

3-1. 農畜産業の持続的な発展に関する施策

農畜産業共通

施策番号 31 農畜産業の担い手を確保するため、新規就農者に補助金を交付し、栽培技術力の継承などを行うとともに、労働力不足解消のための新しい技術を取り入れた、スマート農業を推進します。

施策番号 32 ふるさと納税制度を活用し、本市の農畜産物の普及に努めます。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------------|----------|-------|
| 31 | 新規就農者数 | 8人/年 | 農政課 |
| | スマート農業技術導入 | 1農家1技術/年 | 農政課 |
| 32 | ふるさと納税額 | 30億円/年 | 商工観光課 |

農業

施策番号 33 曾於市グリーンツーリズム協議会と連携し、本市の農村環境を利用して、市外からの観光客を受け入れるとともに、農業体験を通して、将来の農業の担い手となるためのきっかけを提供します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------------|--------|-------|
| 33 | 体験型民泊の受け入れ | 100人/年 | 商工観光課 |

3-2. 農地の保全に関する施策

農地保全

施策番号 34 農業者などによる組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持などの地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化など、多面的機能を支える共同活動を支援します。また、高齢化や事務の煩雑から組織数が減少しているため、広域化を推進します。

施策番号 35 中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止及び多面的機能を確保する活動を推進します。

施策番号 36 農地パトロールや農地の利用状況調査結果に基づき、農地の無断転用を防止するとともに、再生可能な遊休農地の改善指導や利用調整活動などを行い、農地の利用集積・集約化を推進し、農地の景観を保全します。

施策番号 37 地域計画の策定及び話し合い活動の継続による農地利用の効率化を推進します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------------------|-------------------|-------|
| 34 | 活動組織の広域化による組織数 | 3団体 [2030年度まで] | 耕地林務課 |
| 35 | 中山間地域等直接支払制度利用件数 | 6件/年 | 農政課 |
| 36 | 遊休農地の解消面積 | 14.1ha/年 | 農業委員会 |
| 37 | 地域計画策定数 | 18地区 | 農政課 |

3-3. 環境保全型農業の推進に関する施策

施肥・農薬散布

施策番号 38 家畜排せつ物を利用し、循環型農業を推進するため、有機センターにて家畜排せつ物を受け入れ、完熟堆肥を製造・販売します。

施策番号 39 環境保全型農業の推進と堆肥の悪臭による生活環境への影響を防止するため、講習会を開催し、各農家へ指導・助言を行います。

施策番号 40 土壌診断を実施し、その結果に基づいた土づくりや施肥改善と農薬の適切な使用も講習会で指導します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|--------------|-------------|--------------|
| 38 | 家畜排せつ物の受け入れ量 | 14,000 t /年 | 畜産課 |
| | 完熟堆肥の販売量 | 6,000 t /年 | 畜産課 |
| 39 | 堆肥による悪臭の苦情件数 | 0 件/年 | 農政課 市民環境課 |
| 40 | 土壌診断の地点数 | 300 地点/年 | 農政課 |

農業用廃棄物

施策番号 41 曾於市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会とともに、農業用廃プラスチック、塩化ビニール、空き缶などの適正な処理を推進し、農業用廃プラスチック類の不法焼却と不法投棄件数を減らします。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-------------------------|----------|-----|
| 41 | 農業用廃プラスチック類回収量 | 500 t /年 | 農政課 |
| | 農業用廃プラスチック類の不法焼却、不法投棄件数 | 0 件/年 | 農政課 |

家畜排せつ物

施策番号 42 家畜排せつ物を適正に管理し，河川や地下水への影響を抑えるため，家畜排せつ物処理法の規制対象農家が設置する堆肥舎や尿溜槽，また概ね 10 頭規模以上のパドック式牛舎の建設に補助金を交付します。

施策番号 43 家畜排せつ物処理法の規制対象外の農家にも家畜排せつ物の適正管理を指導します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|---------------------------|--------|-----|
| 42 | 規制対象農家への補助金件数 ※堆肥舎・尿溜槽 | 8件/年 | 畜産課 |
| | パドック設置補助金件数 | 8件/年 | 畜産課 |
| 43 | 規制対象外農家への指導件数 | 100%/年 | 畜産課 |

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 地元の農畜産物を積極的に購入・利用します。
- 農畜産業へ関心を持ち、理解を深めます。
- 農村風景を大切にします。

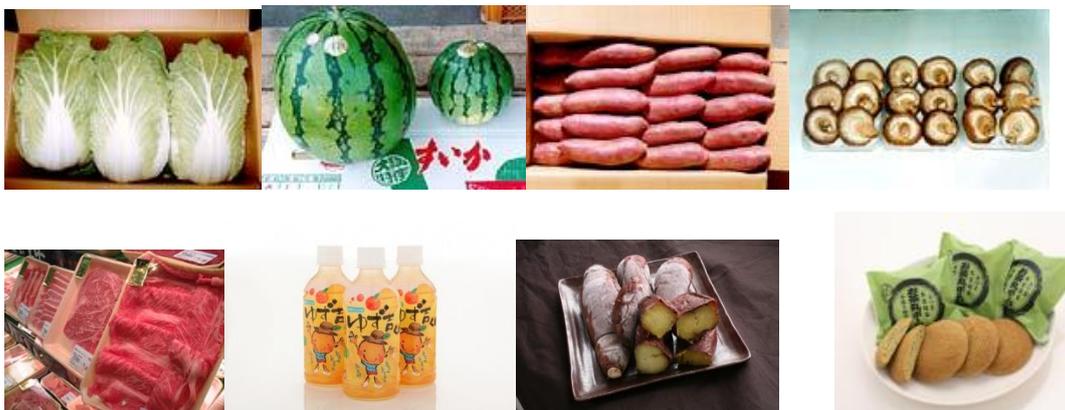
事業者の取組み

- 就農者の育成・確保及び認定農業者の育成に努めます。
- 環境に配慮した農畜産業に取り組めます。
- 地元の農畜産物を積極的に購入・利用します。
- 農業体験やグリーンツーリズムに協力します。
- 農村風景を大切にします。

コラム：本市が誇る農畜物など

本市では、全国有数の畜産地帯で、野菜・果樹等の農産物も盛んな地域です。豊かな自然で育まれた農畜産物のうち、肉用牛や豚は全国でもトップクラスで、白菜やすいかなども有名です。

本市の新鮮な農畜産物は、道の駅などで販売されており、高い評価を得ています。安心安全な曾於市産の農畜産物や加工食品を消費者に広く知ってもらうため「曾於市ブランド認証品」として紹介しているものもあります。



資料：本市ホームページ

第4節 森林プロジェクト

～多様な機能を持つ、森、里山を守り育てよう～

1. 現状と課題

本市の面積の約6割は森林であり、森林には、木材生産のほか、水源の涵養、山地災害防止、土壌保全、生物多様性の保全など、公益的な多面的機能があります。また、森林は二酸化炭素を吸収することで地球温暖化対策にも重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年は過疎化や高齢化などによる林業の担い手が不足しています。これにより、森林の荒廃が進み、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されなくなることが危惧されています。また、森林に生息する多くの生き物の生息環境の悪化や、外来生物の増加や有害鳥獣による農作物被害も課題となっています。



2. 施策の方向性

●後継者の確保

森林環境と本市の林業の魅力を発信し、新規就業者を増やします。

●未来につなげる美しい山の形成

下刈りや間伐など、適正管理を推進し、美しい森林を維持します。

また、森林公園などの利用者を増加させます。

●有害鳥獣対策

イノシシやシカなどの有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努め、有害鳥獣の駆除を推進します。



出典：※曾於市観光協会 HP



3. 施策

3-1. 林業の持続的な発展に関する施策

林業の持続的な発展

施策番号 44 林業就業支援講習事業を実施し，新規就業者を増やします。

施策番号 45 地元産の木材利用拡大のため，曾於市木材利用推進連絡会議を設置し，公共事業，特に小中学校の校舎などにおける木材利用の推進を図ります。

施策番号 46 森林観光施設にもみじを植栽し，観光客に本市の森林の魅力を発信します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------------------------|----------------------|-------|
| 44 | 新規就業者数 | 2人/年 | 農政課 |
| 45 | 公共工事における地元産木材 使用施設数 | 5施設 [2030年度までの累計] | 耕地林務課 |
| 46 | もみじの植栽本数 | 200本/年 | 耕地林務課 |



3-2. 森林の整備・保全に関する施策

森林の適正管理

施策番号 47 森林環境を市内外の多くの人に堪能してもらうため、千年の森、憩いの森、大川原峡、悠久の森、白鹿岳など観光施設・観光資源を適切に管理し、観光客の増加につなげます。

施策番号 48 森林の適正な管理を図り、森林の持つ多面的機能を十分に発揮するため、間伐や下刈りなどに補助金を交付します。

施策番号 49 市有林については造林保育事業の推進とボランティアにより、下刈りなどを実施します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-----------|-----------|-------|
| 47 | 観光交流人口 | 45,000人/年 | 耕地林務課 |
| 48 | 民有林の間伐面積 | 30ha/年 | 耕地林務課 |
| | 民有林の下刈り面積 | 900ha/年 | 耕地林務課 |
| 49 | 市有林の下刈り面積 | 60ha/年 | 耕地林務課 |

森林面積の維持

施策番号 50 皆伐による未整備森林や転用による森林面積の減少を防ぐため、再造林を推進します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-------|---------|-------|
| 50 | 再造林面積 | 250ha/年 | 耕地林務課 |

有害鳥獣対策

施策番号 51 有害鳥獣による農作物への被害低減のため、被害防止対策と捕獲を実施します。



<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------|------------------------------|-----|
| 51 | 捕獲頭数 | イノシシ：1,500 頭/年 シカ：170 頭/年 | 農政課 |

コラム：集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取組

1 農地や集落内の「鳥獣のえさ場」をなくしましょう！！

- 収穫残さを放置しない！
- 放任果樹は剪定するか撤去（伐採）する！
- 冬季のえさ場をなくす！！



2 農地周辺や集落内の「鳥獣の隠れ場所」をなくしましょう！！

- 集落内のすみかやひそみ場をなくす（荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消）。
- 集落内の見通しを良くする（緩衝帯の設置、枝打ち等）。

3 住民が協力して鳥獣を追い払い「鳥獣の人慣れ」を防ぎましょう！！

- 鳥獣の姿を見たら、みんなで協力して音をたてて追い払う。
- 放任された果樹や収穫残さを餌にしている鳥獣も見逃さず追い払う。

4 鳥獣のえさ場や隠れ場所がないか、柵が破れていないか等の「環境点検」を実施しましょう！！

<環境点検の視点>

- ・ 集落内や農地に「えさ場（放任果樹、野菜くずの放置等）」はないか。
- ・ 集落内や農地周辺に鳥獣の住処（ヤブ、けものみち）はないか。
- ・ 侵入防止柵の設置場所と管理状況は適切か。破れていないか。



資料：鹿児島県ホームページ

3-3. 外来生物に関する施策

外来生物

施策番号 52 県が指定する外来生物については広報誌やホームページに掲載し、情報を発信するとともに、駆除が可能なものは駆除していきます。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-------------|------|-------|
| 52 | 外来生物の広報依頼件数 | 2回/年 | 市民環境課 |
| | 外来生物の駆除件数 | 1回/年 | 市民環境課 |

コラム：外来種による被害を予防する三原則

もともとはいなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物を「外来種」といいます。外来種の中には、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすものがあり、大きな問題になっています。

外来種による被害を予防するために、下記の三原則を守りましょう。

外来種被害予防三原則

1

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を
“入れない”

外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。



2

飼育・栽培している外来種を
“捨てない”

入れた外来種は、適切に管理（捨てない、逃がさない、放さない）しなければいけません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。



3

すでに野外にいる外来種を
他地域に
“拡げない”

すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。



外来生物法：生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を特定外来生物として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。

外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反をすると、最高で懲役3年、罰金300万円（個人）又は1億円（法人）が科される場合があります。

飼育・栽培



運搬（生きたまま移動させる）



保管



輸入



野外への放出、植栽、は種（種をまくこと）



許可を受けていない者に対する譲渡など



資料：環境省ホームページ

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 市内で実施される植樹・育林活動などに積極的に参加します。
- 林業に関心を持ち、後継者育成に協力します。
- 地元産の木材の利用に努めます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 鳥獣被害や、外来生物問題に対する理解を深め、捕獲などに協力します。
- 外来生物を飼育するときは適正な管理を行います。

事業者の取組み

- 市内で実施される植樹・育林活動などに積極的に参加します。
- 地元産の木材の利用に努めます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 鳥獣被害や、外来生物問題に対する理解を深め、捕獲などに協力します。

第5節 水プロジェクト

～安心・安全な水資源を保全しよう～

1. 現状と課題

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環しながら、人を含む多様な生態系に大きな恩恵を与えてきました。

近年、海洋プラスチックごみ問題が大きく取り上げられ、私たちの生活から出たごみで海が汚染されている現状です。

また、本市の河川は上流域に位置していますが、下流域でもその河川の恩恵を受けている人たちがいます。生活排水や事業所からの排水が未処理のまま河川に流れ込んでいるところもあります。生活排水においては、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換、事業所排水については、浄化設備の設置など、排水の適正処理が課題となっています。



2. 施策の方向性

●地下水・河川・海の水質保全

地下水保全に関する各協議会に参加し、地下水のモニタリングを継続して実施します。

河川の状況を監視し、河川の水質汚染や不法投棄などを防止します。

●生活排水・事業所排水の適正処理

下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・転換を推進します。

事業所排水については、定期的に検査し、基準値を超過する事業所には改善を求めます。

●安心安全な飲料水の確保

上水道関連施設の維持・更新を計画的に進め、安心安全な水道水を供給します。

小規模水道や自治会水道についても、安心安全な飲用水を確保するため、水質検査を促進します。

3. 施策

3-1. 生活に必要な水に関する施策

生活に必要な水

施策番号 53 安心・安全な飲料水を安定的に供給するため、アセットマネジメントによる上水道関連施設の計画的な整備・維持に努め、新水源の開発による将来の上水道の安定的な供給を確保します。

施策番号 54 都城盆地の地下水の硝酸性窒素の状況を確認するため、都城盆地地下水の協議会に参加し、浅井戸の水質検査を実施します。

施策番号 55 安心・安全な飲料水を安定的に供給するため、小規模水道組合が実施する水質検査と、施設改修工事に対し補助金を交付します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|------------------------|--------|-------|
| 53 | 各年度の上水道関連事業の実績報告 | - | 水道課 |
| 54 | 井戸水の水質検査結果報告 | - | 市民環境課 |
| 55 | 小規模水道組合水質検査補助実施率 | 100%/年 | 水道課 |
| | 小規模水道組合施設修繕補助実施件数の実績報告 | - | 水道課 |

3-2. 排水に関する施策

排水

施策番号 56 生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、公共下水道区域においては、加入者増進を図ります。また、公共下水道以外の区域においては合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水処理人口普及率の増加を図ります。

施策番号 57 市内の企業や誘致企業については、公害防止協定を締結し、事業所排水による河川の水質悪化を防止します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|----------------|-----------------------|-------|
| 56 | 下水道加入率 | 100% [2030年度までの累計] | 水道課 |
| | 合併処理浄化槽設置数 | 80基/年 | 水道課 |
| | 汚水処理人口普及率 | 100% [2030年度までの累計] | 水道課 |
| 57 | 誘致企業の公害防止協定締結率 | 100% [2030年度まで] | 企画政策課 |

3-3. 河川や海に関する施策

河川や海

- 施策番号 58 プラスチックごみの海への流出を防ぐため、マイバッグ運動やマイボトル運動を推進します。
- 施策番号 59 大淀川の水質を浄化するため、大淀川水系の協議会などに参加し、啓発活動や水質のモニタリングを実施します。
- 施策番号 60 河川の水質浄化を進めるため、市内の主要河川の水質調査や事業所排水の水質検査を実施し、環境対策審議会で結果を公表します。また、水質汚濁事案には、原因究明と原因者への指導を行います。
- 施策番号 61 河川愛護を推進するため、河川浄化等推進員による毎月の監視活動を実施し、不法投棄などの防止を図ります。また、ボランティアによる沿岸の草木の伐採を実施し、河川の景観を保全します。
- 施策番号 62 3Rに加え、Renewable（再生可能資源への代替）について啓発し、ペットボトルやプラスチックごみの排出抑制を図り、プラスチックごみによる海洋汚染をなくします。



※曾於市観光協会 HP より

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|--------------------|----------------------|-------|
| 58 | マイバッグ広報依頼回数 | 4回/年 | 市民環境課 |
| | ペットボトルの排出量 | -25% ※2024年度比 | 市民環境課 |
| 59 | 大淀川水系水質浄化に係る啓発活動回数 | 1回/年 | 市民環境課 |
| | 水質モニタリング結果の公表 | - | 市民環境課 |
| 60 | 河川の水質調査結果の公表 | - | 市民環境課 |
| | 事業所排水水質検査結果の公表 | - | 市民環境課 |
| | 水質汚濁事案件数 | 0件/年 | 市民環境課 |
| 61 | 河川浄化等推進員監視回数 | 12回/年・人 | 市民環境課 |
| | 河川愛護活動実施団体数 | 6団体 [2030年度までの累計] | 土木課 |
| | 河川愛護活動実施回数 | 1回/年 | 土木課 |
| 62 | 広報依頼回数 | 4回/年 | 市民環境課 |

外来生物(再掲) ※森林プロジェクトに掲載あり

施策番号 63 県が指定する外来生物については広報誌やホームページに掲載し、情報を発信するとともに、駆除が可能なものは駆除していきます。

コラム：全国水生生物調査

国土交通省と環境省では、川の生きものを指標として河川の水質を総合的に評価するため、地域の皆様のご協力をいただいて『全国水生生物調査』を実施しています。

○サワガニ、カワゲラ類等の水生生物が生息しているかどうかで水質を判定

○子どもたちにもわかりやすく、特別な機材を用いないため、誰でも簡単に参加可能

○身近な自然環境に接することで、身近な環境問題への関心を高める良い機会

本調査では、河川に生息する水生生物のうち、①全国各地に広く分布し、②分類が容易で、③水質に係る指標性が高い、29種を指標生物としています。

河川で水生生物を採集し指標生物の同定・分類を行い、地点毎に、Ⅰ（きれいな水）、Ⅱ（ややきれいな水）、Ⅲ（きたない水）、Ⅳ（とてもきたない水）の4階級で水質の状況を判定しています。



| きれいな水（Ⅰ）の指標生物 | | ややきれいな水（Ⅱ）の指標生物 | |
|--------------------------|------------|------------------------|----------|
| ナミウズムシ | サワガニ | カワニナ類 | コオニヤンマ |
| ヒラタカゲロウ類 | カワゲラ類 | コガタシマトビケラ類 | オオシマトビケラ |
| ヘビトンボ | ナガレトビケラ類 | ヒラタドROMシ類 | ゲンジボタル |
| ヤマトビケラ類 | ブユ類 | ○ ヤマトシジミ | ○ イシマキガイ |
| アミカ類 | ヨコエビ類 | | |
| きたない水（Ⅲ）の指標生物 | | とてもきたない水（Ⅳ）の指標生物 | |
| タニシ類 | シマイシビル | サカマキガイ | エラミミズ |
| ミズムシ | ミズカマキリ | アメリカザリガニ | ユスリカ類 |
| ○ ニホンドロソコエビ | ○ イソコツブムシ類 | チョウバエ類 | |
| Ⅰ、Ⅱ両方で見られる水生生物（指標生物ではない） | | | |
| ヒゲナガカワトビケラ類 | ニンギョウトビケラ類 | 注) ○は海水の少し混ざっている汽水域の生物 | |
| タニガワカゲロウ類 | チラカゲロウ | | |

資料：国土交通省ホームページ及び環境省ホームページ

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 節水と生活排水（油、合成洗剤など）による水質汚濁の原因を削減します。
- 河川の美化・管理活動などへの参加に努めます。
- 汲み取り及び単独処理浄化槽の家庭は、合併処理浄化槽への切替を推進します。

事業者の取組み

- 工場・事業場の排水対策を行い、排水基準を遵守します。
- 節水と事業所排出水の水質汚濁の原因を削減します。
- 河川の美化・管理活動などへの参加に努めます。

コラム：家庭でできる生活排水対策



資料：環境省「生活排水読本」

第6節 暮らしプロジェクト

～環境負荷の少ない暮らしを実行しよう～

1. 現状と課題

私たちの生活は、環境に大きな負荷を与えてきました。地球温暖化や海洋プラスチックごみの問題は、顕在化した大きな問題のひとつです。

限りある資源を長く、大切に使い続け、環境への負荷が少ない「循環型社会」を実現するため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却する必要があります。

本市でも3Rを推進し、ごみの発生抑制と再資源化に取り組んでいますが、市民一人当たりのごみ排出量は、近年、増加傾向にあり、ごみの排出量抑制と分別の徹底が課題となっています。

また、生活環境やまち並みの保全、気候変動の影響による自然災害のリスクの高まりや災害発生時の廃棄物の処理対策など、私たちが健康的で清潔で快適な暮らしを送るため、市民一人ひとりの行動と、行動を促すための実効性のある施策の策定が課題となっています。



2. 施策の方向性

●ごみの排出抑制

3Rの推進や食品ロスの削減を推進し、循環型社会を実現します。

●省エネルギーなライフスタイル

国が取り組んでいるCOOL CHOICEの考え方を広め、各家庭で行動します。

●生活環境とまち並みの保全

家庭ごみなどの焼却による煙や不法投棄など、生活環境の悪化に関する苦情を減少させます。

道路や公園などのインフラを整え、きれいなまち並みを実現します。

●災害に強いまちの実現

防災計画や災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害発生時、速やかに対応します。

●環境活動への参加

市民一人ひとりができる環境活動を発信し、各家庭や地域で行動します。

3. 施策

3-1. エコライフに関する施策

ごみの排出抑制

施策番号 64 エシカル消費（倫理的消費）の考え方を普及し，人や社会への配慮や地産地消の促進とともに，環境にも配慮した消費活動を促します。

施策番号 65 ごみの発生抑制とリサイクル推進のため，曾於市ごみ分別の手引きに従った分別の徹底を図るとともに，資源ごみ回収活動補助制度と生ごみ処理機器購入補助制度を継続して実施します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|---------------|-------|-------|
| 64 | 広報依頼回数 | 4回/年 | 市民環境課 |
| 65 | ごみ排出量の推移の報告 | - | 市民環境課 |
| | 資源ごみ回収量の推移の報告 | - | 市民環境課 |
| | 生ごみ処理機器購入件数 | 40件/年 | 市民環境課 |



省エネ

施策番号 66 緑のカーテンや雨水を利用した打ち水などにより、エコな暑さ対策を推進します。

施策番号 67 「曾於市の再生可能エネルギーの導入等について（H28.3月曾於市再生可能エネルギー検討委員会報告）」の結果を踏まえ、民間事業者の事業推進に対して、後方的な支援を行います。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-------------------|-------------------------|-------|
| 66 | 市役所所管施設の緑のカーテン実施数 | 20 施設 [2030 年度までの累計] | 市民環境課 |
| 67 | 民間業者の事業実施件数 | 1 件 [2030 年度までの累計] | 企画政策課 |

3-2. まちに関する施策

まち並み・景観

施策番号 68 市道や広域農道の安全性を確保し、道路景観を保全するため、路面や排水路、沿道の樹木については、計画的に補修・修繕・伐採を実施します。

施策番号 69 歴史的資源や自然環境等、曾於市の特性を活かした良好な景観の保全・形成を図るため、市景観計画及び景観条例を制定します。

施策番号 70 現在ある石橋については、点検・維持管理に努め、文化的財産を保護します。

施策番号 71 自治会内の道路一斉清掃や、ふれあいマインドロードの管理に対して報奨金を交付し、道路景観の保全に努めます。

施策番号 72 「道の美化里親」活動の登録団体数を増やし、ボランティアによる道路景観の保全に努めます。

施策番号 73 空き家の状況把握を行い、所有者及び管理者に対し、適切な管理を行うよう啓発に努めます。また、空き家バンクの活性化を図り、空き家を有効活用するとともに、市内の住環境を保全します。

施策番号 74 地域の環境美化のため、花と緑の供給センターを核に花苗を生産し、市内の公共施設などに植栽するとともに、学校、自治会、子供会などへ配
植 域 外 環

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|-------------------|-----------------------------------|--------------|
| 68 | 樹木の伐採回数 | 2回/年 | 耕地林務課 |
| | 市道の安全性と良好な道路景観を維持 | - | 土木課 |
| 69 | 計画・条例の制定 | 制定 [2023年度まで] | まちづくり 推進課 |
| 70 | 橋梁点検 | 1回/5年 | 土木課 |
| 71 | 道路一斉清掃報奨金交付件数 | 400件/年 | 土木課 |
| | マインドロード報奨金交付件数 | 10件/年 | 土木課 |
| 72 | 道の美化里親ボランティア団体数 | 155団体 [2020年度までの累計] | 土木課 |
| 73 | 空き家の適正管理指導件数 | 10件/年 | まちづくり 推進課 |
| | 空き家バンク登録件数と契約成立数 | 登録：80件 契約：40件 [2030年度までの累計] | まちづくり 推進課 |
| 74 | 花苗の年間配布本数 | 13万本/年 | 農政課 |

住環境

施策番号 75 多くの市民が運動や憩いの場として使用できるとともに、周辺の景観や自然環境と調和した、質の高い景観の形成する公園を維持していく。

施策番号 76 狭小・老朽化住宅については、解体及び新たな公営住宅の建設を図ります。

施策番号 77 犬・猫など、ペットの適正飼育を周知・指導し、住民の生活環境の保全に努めます。

施策番号 78 高齢者などのごみ出しに困窮している方のごみの出し方について検討し、地域コミュニティや介護などの関係課と連携して対応します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|---|-------------------------|----------|
| 75 | 遊具施設の定期点検 | 1回/年 | まちづくり推進課 |
| | 安全基準を満たさない遊具の修繕 | 100%/年 | まちづくり推進課 |
| | 芝生・植栽等の維持管理回数 | 芝：7回/1公園・年 植栽：2回/1公園 | まちづくり推進課 |
| 76 | 公営住宅建て替え件数 | 10件 [2028年度までの累計] | まちづくり推進課 |
| 77 | ペットに関する苦情件数 | 0件/年 | 市民環境課 |
| | 猫の避妊・去勢に関する補助金要綱の制定 | 2030年度までに制定 | 市民環境課 |
| 78 | 高齢者のごみ出しについてのアンケート調査の実施 | 1回 [2030年度までに] | 市民環境課 |
| | 高齢者のごみ出しについてのアンケート調査の結果、必要と判断した場合の施策の策定 | 策定 [2030年度まで] | 市民環境課 |

3-3. 災害に関する施策

災害対策

施策番号 79 地震などの災害発生後，早期に災害廃棄物进行处理し，市民の生活環境を改善するための災害廃棄物処理計画を策定します。

<環境指標・目標>

| 施策番号 | 指標 | 目標値 | 担当課 |
|------|--------------|------|-------|
| 79 | 災害廃棄物処理計画の策定 | 策定済 | 市民環境課 |
| | 見直し状況 | 1回/年 | 市民環境課 |

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- ごみは正しく分別し，ごみの発生抑制とリサイクルの推進に努めます。
- 所有する空き家や空き地などは，自らの責任において，適切に管理するよう努めます。
- 公園の維持管理に協力します。
- ペットは適切に飼育し，糞の放置や放し飼いなどの迷惑行為はしません。
- 災害への備えを確認します。

事業者の取組み

- 廃棄物は自らの責任で適正に処理します。
- 再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 再生可能エネルギー導入に向けた情報収集を行います。
- 災害への備えを確認します。

第5章

生物多様性

地域戦略

第1節 戦略策定の目的

本市は、美しく豊かな自然に囲まれた良好な自然景観に恵まれたまちです。この私たちの豊かな暮らしは、多様な生物とそのつながりである「生物多様性」に支えられています。

しかしながら、その「生物多様性」は、人間活動により世界的な悪化が続いており、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると言われていています。私たちには、ここにしかない優れた自然を守り、育てていく責務があります。

現在進行している生物多様性の損失には、高齢化や生活様式の変化による管理不足など、様々な社会課題が複雑に絡んでいるため、環境対策だけでは生物多様性の課題解決には至りません。

自然環境の維持のために労力や資金などを投じるだけでなく、自然の恵みを現代の生活に則した方法で活用しつつ、資源として利用することが持続可能な恵みの享受につながります。

第2節 計画の背景

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、「自然資源の持続可能な利用」を行うための国際的な枠組みとして「生物多様性条約」が採択されました。

また、2010年に名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標である戦略計画2011-2020が採択されました。この計画では、2050年までの長期目標と2020年までの短期目標が掲げられており、短期目標の達成に向けた具体的な行動目標（愛知目標）が設定されました。

さらに、2022年にカナダのモントリオールで開催されたCOP15において、愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた世界目標が掲げられています。

国内では、生物多様性基本法が2008年に施行され、地方公共団体は、生物多様性地域戦略を定めるよう努めることとされています。曾於市（以下「本市」という）は、多彩で豊かな自然に恵まれ、農業と畜産が盛んで、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきました。本市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承し、環境へ負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していくため、2007年7月に「曾於市環境基本条例」を制定しました。2010年3月に「曾於市環境基本計画」（以下「前計画」という）を策定し、「人と豊かな自然が共生して 住みたくなるまち 曾於市」を本市の環境に関する将来像として掲げ、環境施策の推進に取り組んできました。

前計画策定以後、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）の採択、国の第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画の策定といった環境を取り巻く国内外の情勢に様々な変化が生じています。世界や国の動向、社会情勢の変化や前計画の総括などを踏まえ、本市の環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ取組みを総合的かつ計画的に推進するため、今回、第2次曾於市環境基本計画（以下「本計画」という）へ改定しました。戦略は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として策定します。

国の「生物多様性国家戦略2023-2030」及び、鹿児島県の「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033」との整合を図るとともに、本市の「第2次曾於市環境基本計画」を補完する計画として位置づけます。

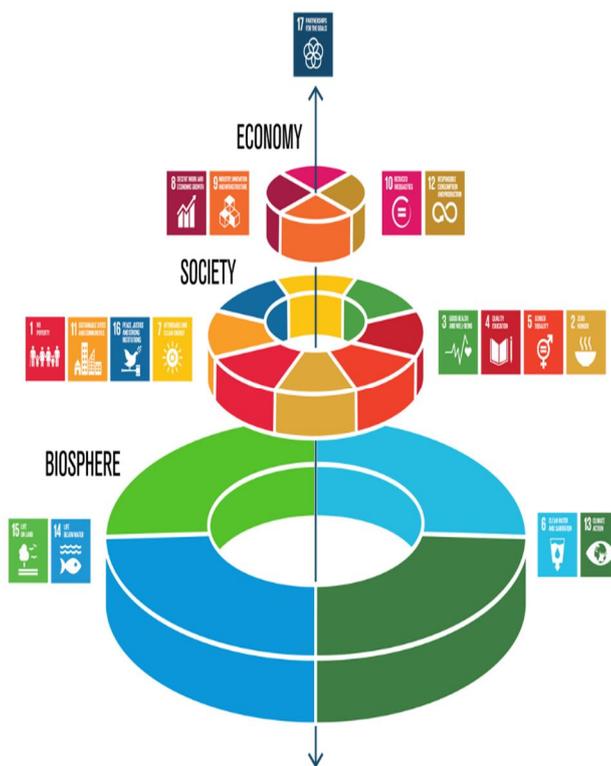
第3節 生物多様性の現況

本戦略は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として策定します。

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」及び、鹿児島県の「生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033」との整合を図るとともに、本市の「第2次曾於市環境基本計画」を補完する計画として位置づけます。

SDGsの根本的な目的は、全人類が将来にわたって豊かで安全に暮らすことです。その基盤となる「衣食住」を支えているのは生態系サービスであり、その持続可能性こそがSDGs達成の最重要テーマと言えます。

この構造を象徴するのが「SDGs ウェディングケーキモデル」です。このモデルでは、経済や社会の目標は、土台となる「生物圏（自然環境）」が健全であって初めて成立するという階層構造が示されています。



(出典：Stockholm Resilience Centre)

第4節 計画の役割

1. 生物について

本市には、多様な生態系を基盤に、様々な生物が生息しています。特に、大淀川の源流や菱田川流域など、豊かな自然環境が、多様な植物や動物の生息を支えています。起伏の多い地形は、様々な生態系を形成し、多様な生物の生息を可能にしています。また、川や湖などの水資源は、魚類や水生植物の生育を助け、周辺の陸生生物にとっても重要な役割を果たしています。

そして、春には桜、夏には緑豊かな山々、秋には紅葉、冬には雪景色と、四季折々の自然が、生物たちの生活に影響を与えています。

本市は、自然豊かな環境と多様な生物が共存する、魅力的な地域です。その自然を大切に、生物多様性の保全に取り組むことが重要です。

2. 希少生物について

改定・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物、平成28年3月(以下「県RDB」という。)によると、本市の絶滅危惧Ⅱ類以上の動物の種類は29種となっています。本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト(植物)

| No. | 種名 | 県カテゴリー | 分布状況等 |
|-----|-----------|--------|--|
| 1 | タキミシダ | 絶滅危惧Ⅰ類 | 菱刈, 大口, 北永野, 財部, 屋久島 |
| 2 | オオタニワタリ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 南九州 |
| 3 | イワヤシダ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 出水, 鶴田, 薩摩, 入来, 末吉, 財部, 国分 |
| 4 | イヨクジャク | 絶滅危惧Ⅰ類 | 出水, 大口, 薩摩町, 財部, 末吉 |
| 5 | ホオノキ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 紫尾山, 大口山地, 霧島山系, 末吉, 高隈演習林 |
| 6 | コブシ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 大口, 霧島山系, 岩川, 末吉, 志布志, 大隅半島中部, 南限は垂水(岳野) |
| 7 | アオカズラ | 絶滅危惧Ⅰ類 | 冠岳, 菱刈, えびの, 牧園, 重富, 鹿児島, 岩川, 垂水, 高隈演習林, 高隈山 |
| 8 | シロボウエンゴサク | 絶滅危惧Ⅰ類 | 栗野(勝栗神社), 吉松, 財部, 末吉 |
| 9 | ハナガガシ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 県北部から中部(阿久根, 大口, 鶴田, 樋脇, 冠岳, 末吉, 始良, 蒲生, 祁答院, 志布志) |
| 10 | タカトウダイ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 大口, 財部, 末吉, 大根占。霧島山系からも分布が報告されている |
| 11 | ハクウンボク | 絶滅危惧Ⅱ類 | 大口(奥十曾), 新川渓谷, 財部, 末吉, 大隅。霧島新湯からも報告されている |
| 12 | バイカアマチャ | 絶滅危惧Ⅰ類 | 霧島御池(宮崎側), 新田山, 末吉, 志布志。県東北部に限られる |
| 13 | タニジャコウソウ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 霧島山系, 新川渓谷, 重富, 鹿児島(谷山)始良, 国分, 福山(白髪岳), 末吉, 高隈山系(南限) |

| | | | |
|----|--------|--------|---|
| 14 | バアソブ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 大口, 吉松, 末吉 |
| 15 | ヤマトキソウ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 下甑島, 紫尾山, 大口, 樋脇, 霧島山系, 鹿児島, 千貫平, 財部, 高隈山系, 屋久島 |
| 16 | クモラン | 絶滅危惧Ⅰ類 | 東郷, 大口, 鹿児島, 財部, 奄美大島 |
| 17 | オキチモズク | 絶滅危惧Ⅰ類 | 鹿児島県本土(出水, 南九州, 鹿屋, 曾於, 垂水など) □永良部島 |

本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト(動物)

| No. | 種名 | 県カテゴリー | 分布状況等 |
|-----|-------------|--------|--|
| 1 | ノレンコウモリ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 吹上町, 曾於市, 志布志市に点在する凝灰岩洞窟や防空壕跡内, □永良部島に生息する |
| 2 | ヤマコウモリ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 伊佐市徳辺の校内, さつま町虎居の屋内, 国際大構内での採集, 曾於市中岳では生息しており音声を記録している。 |
| 3 | ホンドギツネ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 県内で広く分布し, 南さつま, 薩摩川内霧島, 曾於の各市で目撃されるが, 個体数は少ない。 |
| 4 | ミソゴイ | 絶滅危惧Ⅰ類 | 出水市, 鹿児島市, 末吉, 加世田, 加治木, 佐多, 種子島, 屋久島, □之島, 中之島, 平島, 悪石島, 宝島奄美大島, 喜界島, 伊佐市, さつま町で記録がある。加世田の竹田神社にて繁殖の記録がある。 |
| 5 | オオウラギンヒョウモン | 絶滅危惧Ⅰ類 | 報告された記録は少ないが, 以前は県本土各地に普通に見られた。伊佐市, 出水市, 霧島山, 薩摩川内市, いちき串木野市, 日置市, 鹿児島市, 指宿市, 霧島市, 曾於市, 志布志市, 鹿屋市, 南大隅町(佐多大泊, 1959年:南限)さらに種子島(1934年報告), 屋久島(1928年)の記録もある |
| 6 | ミヤマセセリ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 県本土の低地から霧島山の高地まで記録地が散在するが, 現在の生息地は, 伊佐市, 出水市, さつま町霧島市, 始良市, 曾於市, 志布志市(松山尾野見; 2004年・有明町蓬原: 1955年, 御在所岳: 1976年), 大崎町(箆谷; 1982年)あたりに限られる。 |
| 7 | ヒロクチカノコガイ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 薩摩地方, 大隅地方, 奄美大島に分布する |
| 8 | シリプトゴマガイ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 薩摩半島南部, 大隅地方に分布する。鹿児島県は本種の分布の南限地となっている |
| 9 | タブキギセル | 絶滅危惧Ⅱ類 | 大隅半島に分布する。本種は大隅半島の固有種である |
| 10 | ヒロクチコギセル | 絶滅危惧Ⅱ類 | 薩摩地方, 大隅地方, 種子島, 屋久島に分布する。屋久島は本種の分布の南限地となっている |
| 11 | オオスミウロコマイマイ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 鹿児島県大隅半島, 種子島に分布する。本種は鹿児島県の固有種である。 |

| | | | |
|----|----------|--------|----------------|
| 12 | キリシママイマイ | 絶滅危惧Ⅱ類 | 霧島地方や大隅地方に分布する |
|----|----------|--------|----------------|

3. 外来種について

環境省は、愛知目標達成のために、特に生態系への影響が懸念される種を『我が国の生態系などに被害を及ぼすおそれのある外来種』として公表しています。

また、生物多様性、人身、農林水産業への影響が大きく、法に基づき規制や防除の対象に指定された種を特定外来生物といいます。現在、外来種の調査は十分に実施されておらず、全ての種を網羅できていない状況にあります。曾於市で確認されているのは、アカミミガメ、オオキンケイギクの2種です。



「アカミミガメ（引用 Wikipedia）」



「オオキンケイギク（引用 Wikipedia）」

第5節 施策の推進と主体の役割

1. 市の取組

①有害鳥獣対策

有害鳥獣による農林業被害や生態系への影響を最小限に留めるため、有害鳥獣監視員を配置します。また、「曾於市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣捕獲を計画的に実施します。

農政課鳥獣対策係

②外来生物対策

外来生物の適正な管理を図るため、生息状況の把握、適正な飼育や栽培方法の普及啓発に努めます。

市民環境課環境衛生係

③環境や生き物にやさしい農業の推進

適正な施肥や農薬の使用の啓発に努め、環境保全型農業への転換を推進します。

農政課営農推進係

2. 市民の取組

①野生動植物の保全・保護活動へ参加し、野生動植物の保全・保護に努めましょう。

②日常生活の中で自然環境への配慮に努めましょう。

③外来生物の飼育や栽培を適正に行い、最後まで責任を持ちましょう。

3. 事業者の取組

①野生動植物の保全・保護活動への参加や支援を検討しましょう。

②事業の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育環境への配慮に努めましょう。

③外来生物の適正な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。

第6章

推進体制

第1節 計画の推進体制

本市の環境に関する将来像の実現に向けて、本計画に基づく各種施策を市・市民・事業者がそれぞれの役割分担と責任のもと、相互に協力しながら推進します。

市は、環境基本計画の進捗状況についての年次報告書を作成し、環境対策審議会に報告するとともに、これを公表して、広く市民・事業者へ本市の環境の現状を周知します。

なお、広域的な対応が求められる環境問題に対しては、国や県、他の市町村などと連携し、環境問題の解決に向けた対策を推進します。

1. 各主体の役割

1-(1) 市民

市民は、本計画において、中心的な役割を担っています。人間と環境との関わりについての理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくための環境保全活動を自主的・積極的に進めます。

1-(2) 事業者

事業者は、その事業活動が環境に深く関わっていることを認識して、より良い地域環境を守るため、積極的な取り組みが必要です。事業活動における環境負荷の低減や、地域の環境保全活動への自主的・積極的な参加を進めます。

1-(3) 各種団体

各種団体（衛生自治会や校区公民館など）は、市民や事業者によって組織されます。それぞれの場所で環境活動を行うことで環境保全に大きな役割を果たします。

2. 市

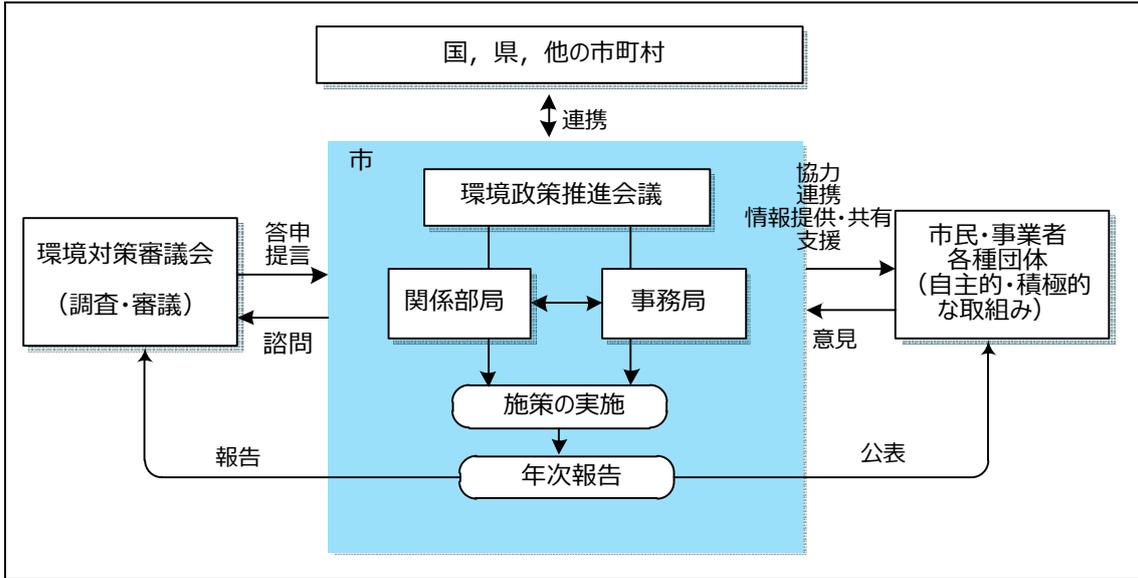
2-(1) 環境政策推進会議

本市における環境政策の推進・進行管理を担う機関として、環境政策推進会議を設置し、下部組織である作業部会から、環境基本計画の取組みの実施状況、分析結果などの報告を受け、取組み内容、取組み方法などの見直しを行います。

2-(2) 環境対策審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関などで構成し、市長の諮問に応じて、環境対策の基本方針の樹立、公害の予防対策や被害対策、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告などの内容に関する審議を行います。

▼図表 5-1 推進体制



第2節 計画の進行管理

本計画での環境に関する将来像の実現のためには、目標の達成状況を定期的に評価し、目標達成に向けた進行管理を進めていくことが必要です。そのために、環境目標チェックシートとアンケート調査を進行管理ツールとして活用し、環境の現況と本計画に基づく施策の進行状況を明らかにするための年次報告書を毎年とりまとめます。

また、各主体による幅広い取組みが行われるためには、環境に関する情報が共有される必要があります。広報誌や行政放送、ホームページなどにおいて、環境に関する情報や環境活動への参加の呼びかけ、年次報告書の公表など情報発信を積極的に行います。

1. 進行管理ツール

1-(1) 環境目標チェックシート

本計画の環境施策の達成度を担当部署ごとに毎年チェックし、進行状況を把握します。この結果は、統一された形で継続的に実績を管理し、年次報告書として取りまとめ、市民に分かりやすい形で公表します。

1-(2) アンケート調査など

市民の環境に関する意識や本計画に対する満足度などを把握するため、必要に応じてアンケート調査を実施します。アンケート調査を実施した場合、市はその結果を環境基本計画に反映するように努めます。

2. 年次報告書の作成と公開

市は、本計画の進行状況を明らかにするため、毎年年次報告書を取りまとめます。年次報告書には、進行管理ツールによって把握した環境の現状を記載します。この年次報告書は環境対策審議会に報告するとともに、市民に公開し、必要に応じて計画内容の見直しを行い、本計画の一層の推進を図ります。